

河川管理者等向け

学校教育を理解するための スタートブック

河川管理者等が、河川教育及び防災教育に取り組む際の
参考資料です



国土交通省

水管理・国土保全局

目次

1. はじめに	02
2. 学校現場と連携した河川教育及び防災教育の取組みの必要性	03
2-1. 国土交通省における取組	03
(1) 国土交通省におけるこれまでの取組みの経緯	03
(2) 河川教育及び防災教育に取組む上での課題	03
2-2. 文部科学省における取組	08
3. 学校教育の基本的な仕組み	11
3-1. 学習指導要領について	11
(1) 学習指導要領の改訂について	11
(2) 新学習指導要領のポイント	14
【コラム】学校と連携する際のキーワード「主体的・対話的で深い学び」 の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）	18
3-2. 教育課程の編成等について	19
(1) 教育課程の編成	19
(2) 教育課程（年間指導計画等）の編成スケジュール	21
4. 各教科の学習（内容）と河川教育及び防災教育の関連性について	22
4-1. 「総合的な学習の時間」での河川教育及び防災教育の実情	22
4-2. 各教科の学習内容と河川教育及び防災教育の関連について	23
5. 学校関係者との連携関係の構築に向けて	25
5-1. 教育委員会を通じた関係の構築	26
5-2. 出前講座等の実績を活用した関係の構築	28
5-3. 「水辺の楽校」や「子どもの水辺」の仕組みの活用した関係の構築	28
5-4. 学校と地域の連携・協働の仕組み等を通じた関係の構築	29
6. 河川教育及び防災教育の指導計画等を協働して開発・作成・支援	31
6-1. 教科学習で実施するための指導計画等の開発・作成	31
(1) 指導計画等の開発・作成	31
(2) 関係団体等との連携した体制づくりによる支援	33
6-2. 教員への学習教材（写真やデータ等）の提供・支援	34
7. 河川教育及び防災教育の取組の普及・拡大に向けて	38
7-1. モデル校での指導計画（案）の試行・実践の支援	38
7-2. 教育委員会等を通じた他校への普及・展開	38
7-3. 河川教育及び防災教育を支援する人材の育成	39
【参考資料 1】国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）	41
【参考資料 2】水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画（抜粋）	44
【参考資料 3】水防災意識社会再構築ビジョン（抜粋）	45
【参考資料 4】水害分野における気候変動適応策のあり方について（概要）	46
【参考資料 5】新たなステージに対応した防災・減災のあり方（概要）	48
【参考資料 6】『「川に学ぶ」社会をめざして』報告	50

【別冊】

新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容
（主な部分抜粋）

本スタートブックは、河川管理者等が学校教育現場での河川教育及び防災教育の導入・実践に取り組むにあたり、河川管理者等と学校や教育関係者との連携・協働を図るための参考資料として、きっかけづくりから試行・実践に向けて段階的に取り組む基本的な内容を分かりやすく整理し、取りまとめたものです。

今後、学校や教育関係者とのきっかけづくりや導入・実践に向けた事前協議等の参考としていただくとともに、河川管理者等が学校教育現場でさまざまな協力・支援をする際の具体的な参考として有効に活用していただけると考えています。

さらに、学校関係者向け「水と川学びのススメ」には、河川管理者等のさまざまな連携・支援の内容とともに、モデル校として協力いただいた学校教育現場の試行・実践の概要を参考事例として紹介しています。

使用の際は、それぞれの学校の地域特性や河川特性等を踏まえることで、有効に活用していただけたと考えています。

なお、学校関係者向け「水と川学びのススメ」の中で紹介している参考事例（詳細は別冊として紹介されている。）は、下記の通りとなります。

「学校関係者向け「水と川学びのススメ」に紹介している参考事例一覧」

	学年・教科等・内容	特 徴
1	1・2 年生活科	○水や川に興味・関心をもたせ学ぶきっかけづくり（導入） ※（東京都）青梅市立第六小学校での事例
2	5 年社会科（及び理科） 「自然災害とともに生きる」（及び 「流れる水の働き」）	○全国で活用可能な標準的な指導案 ※現行の学習指導要領に準拠（社会科及び理科を対象） ※遠賀川河川事務所作成の指導案（県・市の教育委員会が作成に協力）
3	5 年社会 「自然災害の防止」	○全国で活用可能な標準的な指導案 ※現行の学習指導要領に準拠（社会科を対象） ※筑後川河川事務所作成の指導案（久留米市教育委員会が作成に協力）
4	3 年、4 年、5 年、6 年 「生きぬく科」で防災教育	○研究開発学校として「生きぬく科」を新設し、防災教育を実施 ※社会と理科等を統合し、防災教育の「ミニミニ授業セット（リーフレット集）」を作成 ※（東京都）日野市立平山小学校の事例
5	5 年、「21 世紀スキル科」	○研究開発学校として「21 世紀スキル科」を新設し、河川教育を実施 ※（東京都）町田市立鶴川第二小学校の事例

2-1. 国土交通省における取組

(1) 国土交通省におけるこれまでの取組の経緯

河川法改正からこれまで、河川の環境を中心として治水（防災）、利水、歴史、文化など河川全般を学ぶ、「川に学ぶ」社会の実現をめざすさまざまな取組を推進してきた。

また、近年の全国各地で発生している激甚な自然災害への対応や今後の気候変動に対する極端な降水による洪水や土砂災害などの水災害の発生頻度が高まる中で、国土交通省では平成27年12月「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、これの実現に向け平成29年6月「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、国民並びに次世代を担う子どもたちを対象とした防災教育の取組が重要なテーマとなっている。

なお、こうしたことから、平成27年11月より、文部科学省に働きかけ、各整備局等と教育委員会等が連携した防災教育の充実に向けた取組を始めており、平成29年にも両者が連携して防災教育の充実に向けて取り組むことが確認されている。

※（参考資料1 「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を参照。）

平成9年5月の河川法の改正を受け、河川審議会・川に学ぶ小委員会（当時）から、平成10年6月に報告された『「川に学ぶ」社会をめざして』を踏まえ、河川管理者（国土交通省等）は、関係機関や市民団体等と連携・協働し、さまざまな取組を推進してきたところである。その結果、一定の成果が得られているものの河川教育の取組を充実していくために、学校教育関係者も含めたより一層の連携・協働が求められてきている。

また、近年の激甚化する自然災害を踏まえ、防災に対する認識の醸成が重要視されてきたことから、「新たなステージへ」の対応の一環として「防災教育」にも重点をおき、これまでの「河川環境教育」を含めた河川全般を学ぶ「河川教育」と「防災教育」の普及・展開を積極的に推進することとしている。

【河川法の改正から】（平成9年5月）

- ・ 目的に、それまでの「治水」及び「利水」に加え、「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置づけられた。

【『川に学ぶ』社会をめざして』の報告から抜粋】

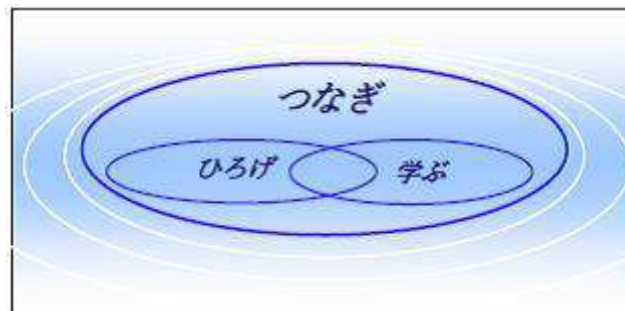
(平成 10 年 6 月、河川審議会・川に学ぶ小委員会)

- ・河川は、人間と自然とのかかわりのすべてを多様にかつ端的、かつ具体的に示す場であることによって、環境教育の場として最も優れたものであると言ってよい。
- ・川と人との関係を 21 世紀に向けて復活し、次世代へ引き継いでゆくことが我々の世代に課された責務である。
- ・川の望ましい姿を考える際の基本的な視点は、川は上流から下流まで一つの系をなしており、水循環の中で重要な役割を果たしている、ということである。
- ・川と人間とのかかわりをよく認識して、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会を実現していくことが重要である。そのことこそが、「川に学ぶ」社会を築いていくことであり、ひいては地球環境の保全につながっていくものである。
- ・「川に学ぶ」社会の実現のためには、次の 4 つの基本方針が重要であると考える。
 1. 人々の関心を高める魅力ある川
 2. 正しく広範な知識・情報の提供
 3. 川に学ぶ機会の提供
 4. 主体的、継続的な活動のために

※（参考資料 6『「川に学ぶ」社会をめざして』の報告を参照。）

【「河川環境の整備・保全の取組～河川法改正後の取組の検証と今後のあり方～」のとりまとめから抜粋】（平成 20 年 3 月、河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会）

- ・「我が国の河川においては、本質的に治水・利水・環境が一体不可分である。このため、“つなぐ”取組を推進するためには、河川環境の目標像を明確にしつつ、河川管理者が先導的に拠点から面へと“ひろげ”た河川環境管理を積極的に展開していく。そのためには、市民参加・住民協働の促進は不可欠であり、“川に学ぶ”社会の実現に向けた取組を強化していく必要がある。」（下図参照）



〔つなぐ、ひろげ、学ぶ取組の関係〕

つなぐ、ひろげ、学ぶ取組により日本の川を取り戻す

【「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」のとりまとめから抜粋】

(平成 27 年 1 月、新たなステージに対応した防災・減災のあり方に関する検討会)

2. 基本的な枠組み

ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とすべきである。

3. 命を守る

【今後の方向性】

避難勧告等では対応できない場合も視野に入れ、住民一人一人が自然災害に対する「心構え」と「知識」を備え、いざというときには、避難勧告等だけでなく状況情報を基に、自ら考え適切に行動できるようにするための施策を強力に推進していく必要がある。

3-1. 状況情報を基にした主体的避難の促進

(1) 「心構え」の醸成と「知識」の充実

②住民の避難力の向上

- 自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、幼少期からの防災教育を進めることが効果的であり、これにより子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。このため、防災教育が体系的に実施されるよう学習指導要領の充実を検討している文部科学省への支援方策を検討する必要がある。また、各学校教育現場における取組を推進するための年間指導計画や板書計画に関する情報を教育委員会等に提供するなどの支援方策を検討する必要がある。
- 現在、多くの小学校等で地震を想定した避難訓練は行われているが、水害等を想定した避難訓練はほとんど行われていない。このため、今後は、水害等を対象とした避難訓練の実施を促進するための方策について検討する必要がある。

※（参考資料 5 「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」を参照。）

【「水防災意識社会 再構築ビジョン」の中から抜粋】

(平成 27 年 12 月、社会資本整備審議会から「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申を受けて策定)

◎関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成 28 年出水期までを目途に重点的に実施。

【住民目線のソフト対策】

- 水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取組む。

※（参考資料 3 「水防災意識社会 再構築ビジョン」を参照。）

【「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」の中から抜粋】

(平成 29 年 6 月、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するためにまとめられた)

◎両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年（平成 33 年度）で取組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として 32 項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・防災教育の促進

- 平成 29 年度に国管理河川の全ての 129 協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成 30 年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

※（参考資料 2 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」を参照。）

（２）河川教育及び防災教育に取り組む上での課題

河川教育及び防災教育の実施に向けた取組にあたっては、一般的に下記のような課題があげられる。今後、防災教育を重視した河川教育を学校教育の中へ導入・実践に向けた連携・支援を図っていく際に留意する必要がある。

その際、教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら、連携・支援に取り組むことが重要である。

【河川教育及び防災教育に取り組む上での課題】

《出前講座等》

- ①出前講座でのテーマや内容が多すぎて、学習の目標やねらいに合っていない。
- ②小学生の知識レベルでは理解できない専門用語が多い。

《パンフレットや副読本等の資料》

- ③冊子やパンフレットの提供があるが、資料としては良いと思われるが、学習にしたい資料（写真やデータ等）を探したり必要な部分だけ取りだすことが難しく、子どもたちの学習教材としてはほとんど使えない。

《校外活動でのリスク等への対応》

- ④川をフィールドとした体験学習（水質調査や水生生物調査など）では、アクセス手段や安全対策に苦労する。
- ⑤若い先生は、川での体験活動や川についての知識、安全な活動に関する指導経験が十分でない場合には、安全な活動を行うためのサポートが必要である。

《学校現場との連携》

- ⑥出前講座（出前授業）を行う場合は、事前に担当の先生と学習の目標やねらい、対象児童の知識レベルなどについて、事前打ち合わせを十分に行う必要がある。
（※しかし、学校現場の先生は非常に忙しいと言われていることから、担当する先生の都合に合わせた打合せ日程等の調整が必要。）
- ⑦河川教育及び防災教育を学校教育の中へ導入・実践するには、学校長や教師の転任等を考慮し、教育課程上の位置づけを明確にするなど継続的な取組が重要となる。

2－2．文部科学省における取組

【学校における防災教育】

学校における防災教育は、防犯を含む生活安全や交通安全等とともに、安全教育の一環として行われるものであり、安全教育の目標は「日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てること」にある。

東日本大震災における学校等での経験を教訓とし、学校における防災教育・防災管理等を見直すために設置された「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において、①自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成、②支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めることの重要性等、今後の防災教育の方向性が示され、学校防災のための参考資料「「生きる力」を育む防災教育の展開」においては、防災教育のねらいや目標が整理された。

これらを踏まえ、東日本大震災以降、防災教育の重要性に関する認識が高まり、学校における先進的な取組が推進されてきたが、防災教育に関する意識や取組は、地域や学校、教職員による差もあり、取組が十分とは言えない地域や学校も見られる。このため、全ての学校において、児童生徒等の実態を踏まえ、地域の実情に応じた防災教育をより一層進めていくことが重要である。

そもそも、学校における安全教育は、主に学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて実施され、学校における安全管理は、主に学校保健安全法に基づいて実施されている。また、学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに学校安全の推進に関する計画に定められており、これらを踏まえて、学校では、学校安全計画を策定し、年間を通じて計画的に学校安全の取組を進めている。

新学習指導要領の「総則」では、「安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」とされるとともに、「教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」とされている。

また、平成29年3月24日に閣議決定された「第2次学校安全の推進に関する計画」(以下「第2次計画」)において、安全教育は、次のように盛り込まれている。

〈安全に関する教育の充実方策〉

児童生徒等が安全に関して主体的に行動する態度を身に付けるためには、学校における安全教育の質・量の両面での充実が不可欠である。このため、全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

以上を踏まえ、学校における防災教育は、各教科等における防災教育に関する指導内容を整理し、発達の段階を踏まえて学年間・学校間のつながりにも配慮しながら「学校安全計画」に位置づけ、学校教育活動全体を通じて計画的・組織的に行うことが求められている。

また、学校保健安全法第 30 条において、学校は地域の実情に応じて地域や関係機関との連携を図るよう努めることとされており、「第 2 次計画」においても、児童生徒等の安全に関する課題には学校だけでは対応が困難なものも多くあることから、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」とされている。

このことから、学校は、その実情に応じて、地域や関係機関と連携した効果的な防災教育の取組を一層推進していくことが重要である。

防災教育のねらい

発達段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。（知識、思考・判断）
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。（危険予測、主体的な行動）
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。（社会貢献、支援者の基盤）

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識・思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識・思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見つけた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

「生きる力」を育む学校での防災教育より編集

3

学校教育の基本的な仕組み

3－1. 学習指導要領について

(1) 学習指導要領の改訂について

河川管理者等として「河川教育及び防災教育」を学校現場に導入・支援するためには、所管する市区町村等の教育委員会や学校現場の学校長をはじめとする教職員、保護者等の学校関係者との連携関係を醸成しネットワークを構築することが前提となる。

学校関係者と連携しネットワークを構築する上で、所管する市区町村等の学校現場（子どもたちの学習や学校運営の内容等）について、十分な事前調査と情報収集が必要である。

その最も重要なポイントは、各学校においては、国が定める基準である学習指導要領に基づいて教育課程を編成・実施し、その下で組織的・計画的に教育活動が行われていることを認識しておく必要がある。

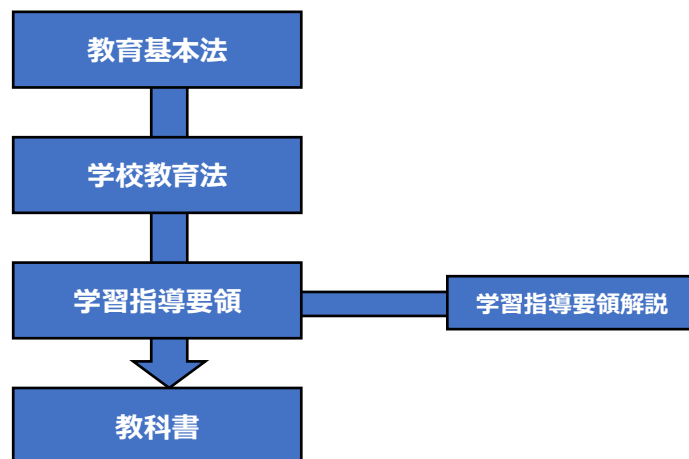
現行の「学習指導要領」は、2008年3月28日に文部科学大臣から告示され、小学校は2011年度、中学校は2012年度から実施されている。

- ・「小学校学習指導要領」は、2008年3月28日、平成20年文部科学省告示第27号
- ・「中学校学習指導要領」は、2008年3月28日、平成20年文部科学省告示第28号

また上記の学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省は「学習指導要領解説」を作成している。

- ・「小学校学習指導要領解説」は、2008年6月に作成・公表
- ・「中学校学習指導要領解説」は、2008年7月に作成・公表

※「学習指導要領」・・・全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。（文部科学省ホームページから）



【学習指導要領の改訂のスケジュール】

現行の学習指導要領は、２００８年３月に公示されたものである。
学習指導要領は概ね１０年程度で改訂されており、２０１４年度から学習指導要領の改訂に向けた作業が行われ、２０１７年３月３１日に、新学習指導要領が公示された。

新学習指導要領の公示は次のようになっている。

- ・「小学校学習指導要領」は、２０１７年３月３１日、平成２９年文部科学省告示第６３号
- ・「中学校学習指導要領」は、２０１７年３月３１日、平成２９年文部科学省告示第６４号

また上記の学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省は「学習指導要領解説」を作成・公表している。

- ・「小学校学習指導要領解説」は、２０１７年６月に作成・公表
- ・「中学校学習指導要領解説」は、２０１７年６月に作成・公表

新学習指導要領は、小学校では２０２０年度、中学校では２０２１年度からの完全実施をめざし必要な手続きが進められている。

新学習指導要領の完全実施までのおおむねのスケジュールは、次項の通りとなるので、このスケジュールを見据え、現在検討・作成中の河川教育及び防災教育の学習素材等についても、新学習指導要領の内容に沿って、修正・変更していく必要がある。

«新学習指導要領に関するスケジュール（経緯と今後の見通し）»



(2) 新学習指導要領のポイント

文部科学省初等中等教育局教育課程課が公表した「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」は次のようになっており、「4. 教育内容の主な改善事項」の中には、小中学校の理科の自然災害に関する内容の充実を図る、特別活動において、自然の中での体験活動を重視することとしている。

【幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント】

(※河川や防災に関わると思われる内容に下線を引いている。)

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、

①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例)中学校理科：

- ①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに（生命領域）
- ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、
- ③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制

の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

＊義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

理数教育の充実

- ・ 前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）
- ・ 古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・ 先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

- ・ 小学校において、中学年で「外国語活動」、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・ 小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則、各教科等）
- ・ 幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則、各教科等）

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・ 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
- ・ 少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
- ・ 売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
- ・ 都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小中：理科）
- ・ オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則、道徳、特別活動）
- ・ 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）

○情報活用能力（プログラミング教育を含む）

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成（小：総則、各教科等（算数、理科、総合的な学習の時間など））

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制（中：総則）

○子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。（小中：総則、特別活動）
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則）、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

【各教科や時数は、以下のとおり】

区分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各教科の授業時数	国語	3 0 6	3 1 5	2 4 5	2 4 5	1 7 5	1 7 5
	社会			7 0	9 0	1 0 0	1 0 5
	算数	1 3 6	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5	1 7 5
	理科			9 0	1 0 5	1 0 5	1 0 5
	生活	1 0 2	1 0 5				
	音楽	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	図画工作	6 8	7 0	6 0	6 0	5 0	5 0
	家庭					6 0	5 5
	体育	1 0 2	1 0 5	1 0 5	1 0 5	9 0	9 0
	外国語					7 0	7 0
特別の教科である 道徳の授業時数		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
外国語活動の授業 時数				3 5	3 5		
総合的な学習の時 間の授業時数				7 0	7 0	7 0	7 0
特別活動の授業時 数		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
総授業時数		8 5 0	9 1 0	9 8 0	1 0 1 5	1 0 1 5	1 0 1 5

【コラム】河川教育と「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）

現在学校の教育現場は大きな転換期を迎えようとしています。

平成 29 年 3 月 31 日に改訂・告示された小・中学校新学習指導要領の改訂のポイントとして「どのように学ぶかー主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）」の内容が示されています。

ともすれば、教員が一方的に説明しながら黒板に書き記し、それを児童・生徒がノートに書き写すことで、先人たちの知恵や体系的な知識を効率的に伝達するというスタイルの授業が行われることがありました。これからは、教員が工夫しながら説明したり、知識の伝達をすることとあわせて、これまで取組んできたグループで協力して課題に取り組むなどの活動や、目標に対して個々で振り返りを行う活動の質を高めることが求められています。つまり、単元や題材のまとまりの中で、子供たちが「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てていくことが重要になります。

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、授業改善に向けた取組を活性化していくことが求められるようになります。

小学校学習指導要領解説総則編から抜粋すると「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について、下記のように示されています。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

河川教育の取組にあたっては、川をフィールドとした体験学習や現場見学のほか、日常生活と深く関連する治水・利水・環境・防災・歴史・文化といった多面的な視点からの学習テーマや素材が含まれており、本物の自然に触れたり、様々な施設見学や専門性の高い人物などに学んだりする支援等の仕組みの充実も図られてきています。

こうした教室内外での学習を含み、水や川という題材を様々な視点から考える河川教育は、課題の発見・解決に向けた探究・成果の表現といった過程をとおして展開されるものであり、子供たちの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に資するものであると考えられます。

「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善の取組みの一つのテーマとして「河川教育」をおすすめします。

3－2．教育課程の編成等について

(1) 教育課程の編成

学校における教育活動の基本となるのが教育課程（年間指導計画等）である。河川教育や防災教育を実施してもらうためには、あらかじめ教育課程の中で理科や社会などの関連する内容の中に取り入れてもらえるよう連携・支援することが効果的と考えられる。

このことに関わっての新小学校学習指導要領の主な内容を抜粋すると次のようなものがあげられる。

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところ（※学習指導要領を指している。）に従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 4 各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

- (2) 各学校においては、児童や学校及び地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

«※解説には、次のように記載されている。»

特に、未曾有の大災害となった東日本大震災や平成 28 年熊本地震をはじめとする災害等による困難を乗り越え次代の社会を形成するという大きな役割を担う児童に、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが一層重要となっている。

学校における教育課程の編成については、次項「(2) 教育課程（年間指導計画等）の編成スケジュール」を参照。

なお、児童生徒が使用する「教科書」はすべて「学習指導要領」に示された内容に沿って作成され、文部科学省の検定を受けたものである。

(2) 教育課程（年間指導計画等）の編成スケジュール

学校における教育活動の基本となるのが教育課程であり、連携する市区町村や関係する学校の教育課程編成スケジュールを把握することで、「河川教育及び防災教育」の導入・支援について連携・協働する取組を効果的なタイミングで行うことができると考えられる。

学校における教育課程（年間指導計画等の作成）の編成スケジュールは、次年度に使用する「教科書」（原則として4年に一度改訂）が決定されてからスタートすることが一般的であり、その時間的な流れの概要は下記のとおりとなる。なお、学校により詳細な部分では異なるために、河川教育及び防災教育の実施・支援の連携・構築にあたっては、あらかじめ個別にスケジュールを把握しておく必要がある。

「教科書発行時期や学校における「教育課程」編成の一般的なスケジュール」

年度	月	行事等の名称	行事等の内容
前年度	6月頃	・教科書展示会の開催	・翌年度に使用される教科書の見本等を展示
	4～8月	・教科書の選定 (8月31日まで)	・翌年度使用される教科書の見本が各教育委員会等へ送付される ・市区町村等教育委員会等が選定
	12月	・「教育課程」編成の準備	※ <u>学校との連携・支援協議開始のリミット</u>
	1月	・教育委員会によっては、年間指導計画の基本となる各教科等の指導計画例を作成。 ・教科書の指導書が出る。	・先生は、使用教科書の指導書を参考 ※ <u>学習素材等（写真等のコンテンツ）の提供支援をきっかけとした連携と信頼関係の醸成</u>
	2月	・教科書、指導書等を参考に、翌年度の教育課程（年間指導計画等）の編成	※ <u>翌年度の学校運営及び授業内容がほぼ確定</u>
	3月	・年間の教育課程決定	・市区町村教育委員会等への届出・承認
当該年度	4月～	・教科書（及び副読本）配布 ※年間指導計画(単元)に沿った授業	※ <u>市区町村や都道府県等が作成した副読本を使用する場合もある。</u> (学習指導要領に準拠)

4－1.「総合的な学習の時間」での「河川教育及び防災教育」の実情

全国の小中学校で実践されている河川をテーマやフィールドとした「河川教育及び防災教育」の事例は、その多くが「総合的な学習の時間」を活用している。

「総合的な学習の時間」は、2002年度から全面実施された。「総合的な学習の時間」の目標及び内容は、各学校において定めることとなっていることから、学校の立地条件、地域特性、児童生徒の興味・関心等の実態により様々な実践が考えられる。

「河川教育及び防災教育」を多くの学校で導入・実践してもらうためには、「総合的な学習の時間」の学習内容として取組んでもらうだけでなく、社会や理科などの教科学習と有機的な連動を図り取組んでもらうことが考えられる。

2008年の学習指導要領改訂により、「総合的な学習の時間」の年間標準授業時数が変更され、下記のとおりとなった。なお、これは新学習指導要領においても同様である。

- ・ 小学校3年生～6年生 70時間／年間
- ・ 中学校1年生 50時間／年間
- ・ 中学校2年生～3年生 70時間／年間

すでに川をテーマやフィールドとした河川教育及び防災教育を学校教育の中で実践している事例（現状では、河川を活用した環境学習や体験型学習の事例が多い。）では、河川基金の助成実績を見ても「総合的な学習の時間」を活用している事例が多い。

「河川教育及び防災教育」を学校教育の中に導入・実践するには、学校の周辺環境などの地域特性や身近に存在している川や水辺の特性等によるところが大きく、フィールド（校外等）を活用するだけでなく、学校内（教室等）でも学習することができる教材の開発や提供・支援などを行い、学校教育の中で体系的に取組んでもらうことが考えられる。

4-2. 各教科の学習内容と河川教育及び防災教育の関連について

「河川教育及び防災教育」を学校教育に導入し、より多くの子どもたちが学習する機会をつくるためには、「社会」や「理科」などの各教科等の学習の中に導入することが効果的であると考えられる。

平成29年3月に公示された「新学習指導要領」に示された各教科等の学習内容の中には、「河川教育及び防災教育」に関連する内容（特に、自然災害を取り扱う内容）がこれまでよりも多くなっている。

「新学習指導要領」の中の小学校における「社会」及び「理科」などにおける河川教育及び防災教育に関連する主な内容等は下表のとおり。

«「新学習指導要領」の内容と「河川教育及び防災教育」の関連»

学年	教科等	河川教育及び防災教育に関連する主な内容
小学校 1・2 年生	生活	○身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見つけることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わること気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。 ○身近な自然を利用したり、身近にあるものを使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気づくとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。
小学校 4年生	社会	○「自然災害から人々を守る活動」 ・過去に発生した地域（都道府県内）で発生した自然災害（地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害など）から選択（風水害とは、豪雨、洪水、崖崩れや土石流などの土砂災害、突風や竜巻など） ・災害から人々を守る活動
小学校 5年生	社会	○「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」 ・自然災害は国土の自然条件などと関連して発生
小学校 6年生	社会	○「我が国の政治の働き」 ・国や地方公共団体の政治については、自然災害からの復旧や復興の取組
小学校 4年生	理科	○「雨水の行方と地面の様子」 ・水は高い場所から低い場所へと流れて集まる ・水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがある ○「天気の様子」 ・水の状態の変化（地球の大気と水の循環に関わるもの）
小学校 5年生	理科	○「流れる水の働きと土地の変化」 ・流れる水の浸食、運搬、堆積する働きがある。 ・雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化（自然災害についても触れる） ・流れる水の働きと土地の変化との関係 ○「天気の変化」 ・台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れる

小学校 6年生	理科	○生物と環境 ・生物は、水及び空気を通して周囲の環境とかかわって生きている（水が循環していることにも触れる） ○「土地のつくりと変化」 ・地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできる ・土地は、火山の噴火や地震によって変化する（自然災害について触れること）
小学校 1～6 年生	特別活動	○学級活動(2)ウ 「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」 ・現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 ○学校行事(3) 健康安全・体育的行事 ・心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。
中学校 1～3 年生	特別活動	○学級活動(2)エ 「心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」 ・節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 ○学校行事(3) 健康安全・体育的行事 ・心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

※なお、詳細については、本スタートブックの別冊を参照。

また、様々な教科等において河川教育及び防災教育を実施するにあたっては、学校現場に対して様々な支援の方法がある。その際、学校等の実情や意向に応じて効果的な支援を行うことが最も重要である。

なお、支援方法の詳細は、「6. 河川教育及び防災教育の指導計画を協働して開発・作成・支援」を参照。

学校教育において「河川教育及び防災教育」を実施していくためには、河川管理者と学校関係者（学校長や教員）との連携が不可欠となる。

そのためには、河川管理者等（担当者）と学校関係者との「人的なネットワーク」ならびに「信頼関係」を構築し継続することが重要であり、定期的な情報交換や交流が必要となる。

また、組織としての継続した取組ができる仕組みづくりも重要となる。

河川管理者等（担当者）と学校関係者との連携を図る（人的なネットワークと信頼関係の構築）には、河川教育及び防災教育に関する支援内容や方策を提案することが必要であり、これらの参考事例としては下記のようなことが考えられる。

- ① 教育委員会を通じた連携関係の構築
- ② 出前講座等の実績を活用した関係の構築
- ③ 「水辺の楽校」や「子どもの水辺」の仕組みの活用
- ④ 学校と地域の連携・協働の仕組みを通じた連携関係の構築

5－1. 教育委員会を通じた関係の構築

学校関係者等との連携・ネットワークを新たに醸成・構築する場合には、教育の行政機関である教育委員会（市区町村教育委員会または市区町村をまたがる事案等については都道府県教育委員会）からスタートすることが考えられる。

まず、日頃から交流のある管内の市区町村の河川行政関係者（担当者）などと連携の上、教育委員会の学校安全を担当する指導主事に協力を申し出ることが考えられる。

さらに、教育委員会の指導主事等から管内の「河川教育及び防災教育」に関心のある学校や先生を紹介してもらうことは、学校における防災教育及び河川教育の充実に資することが考えられる。

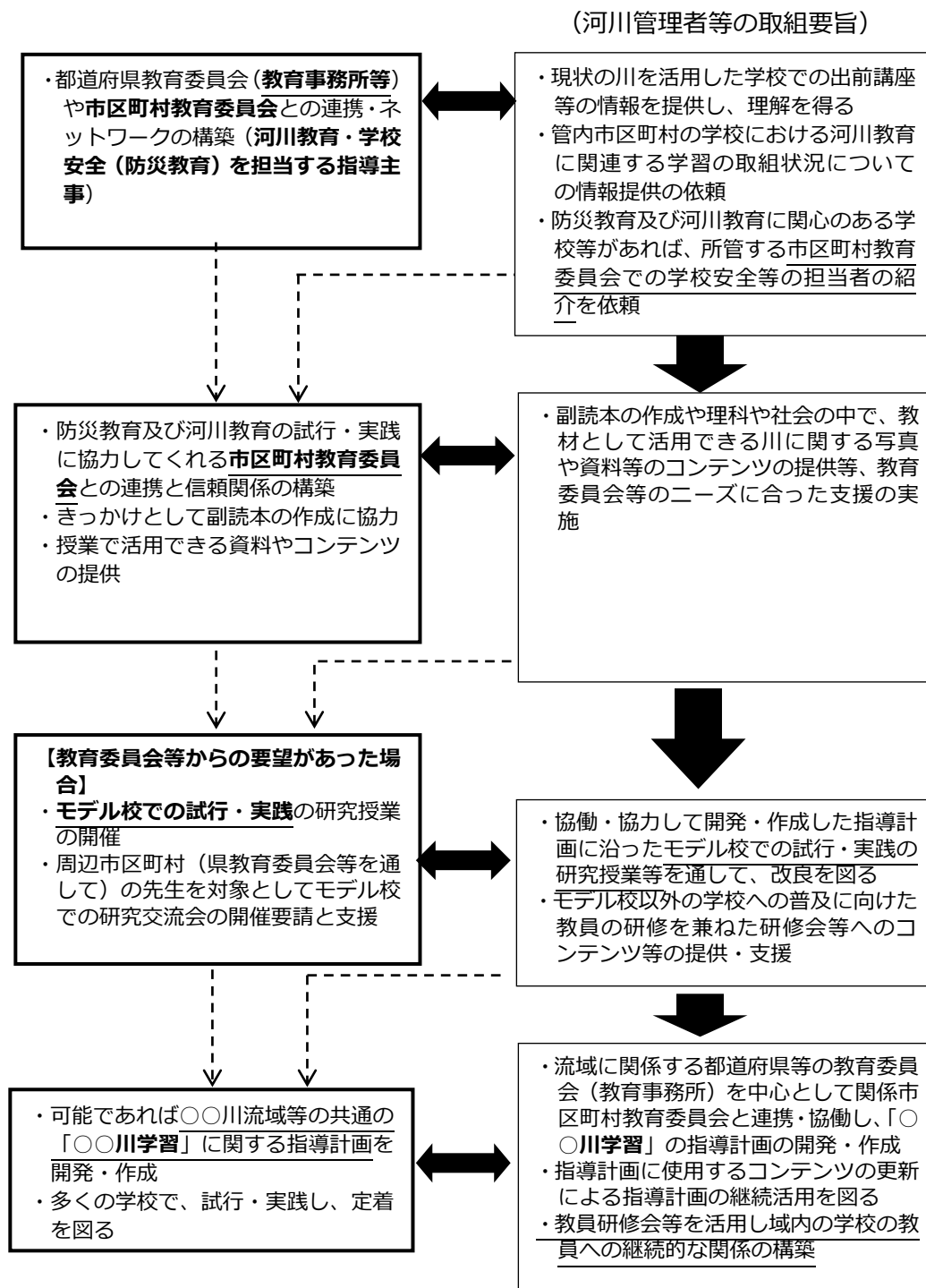
沿川市区町村の教育委員会とは、市区町村において作成される副読本への資料・材料提供を通じて連携することが考えられる。

この他、教科等の教員の研修会や校長会など、教育委員会が主催する会議等における河川教育及び防災教育の紹介等についても、積極的に周知することも考えられる。

教育委員会等と連携した「指導計画」策定までの連携・ネットワーク構築の流れの例は、次頁のとおりとなる。

【教育委員会等との連携・ネットワーク構築の流れの例】

※各教育委員会や学校の実情や状況はさまざまであることから、教育委員会等の意向や実情を十分に踏まえた連携・支援を実施すること



※河川教育及び防災教育に関する「〇〇川学習」の指導計画の開発・作成・試行の詳細については、「6. 河川教育及び防災教育の指導計画を協働して開発・作成・支援」を参照。

5－2．出前講座等の実績を活用した関係の構築

河川管理者である河川事務所等では、これまで管内の学校等への出前講座（出前授業）や河川施設への見学対応等を実施しており、これらの経験や学校関係者（学校長や担当教員など）との間で構築したネットワークは、今後の「河川教育及び防災教育」の普及・拡大のきっかけとなる。その上で、これらの活動を維持・継続して支援することが必要となる。

平成 10 年度の『『川に学ぶ』社会をめざして』の報告や平成 14 年度の「総合的な学習の時間」の導入などが契機となって、河川管理者等による出前講座（出前授業）や施設見学の受け入れなどの取組支援が全国各地で行われてきている。

「出前講座」や毎年実施している「川の生き物調査」、「水質調査」等の取組支援の実績を通して、河川管理者と学校との連携関係が構築されている事例が多くある。

このような出前講座などの機会を活用して、学校関係者と情報交換や交流を行い、連携関係の維持や更なる強化に心がけることも大切である。

また、「地域の人材」として、大学等の研究者、郷土史家、水関係機関職員や退職者等の活用も考えられる。

5－3．「水辺の楽校」や「子どもの水辺」の仕組みの活用した関係の構築

河川管理者である河川事務所等では、これまで所管する河川で取り組んだ「水辺の楽校」の整備や「子どもの水辺」の登録・認定の取組を通して構築した教育関係者（関係する市区町村教育委員会や学校）とのネットワークを、今後の「河川教育及び防災教育」の普及・拡大につなげる。

その上で、フィールドの活用・活性化を含めた河川教育及び防災教育に関わる活動を維持・継続支援することが必要である。

全国の河川においては、水辺の楽校の整備（平成 14 年度以降は、「子どもの水辺」登録が前提）ならびに「子どもの水辺」の登録・認定の取組を通して教育関係者を含めた協議会が設置されている。

「子どもの水辺」では、それぞれの登録・認定箇所（平成 29 年 3 月現在、全国で 302 箇所）ごとに、河川管理者（河川事務所等）、教育関係者（近傍の学校単独での構成でも可能）、市民団体等で構成する「子どもの水辺協議会」が設立されていることから、これらの仕組みの活用と支援が考えられる。

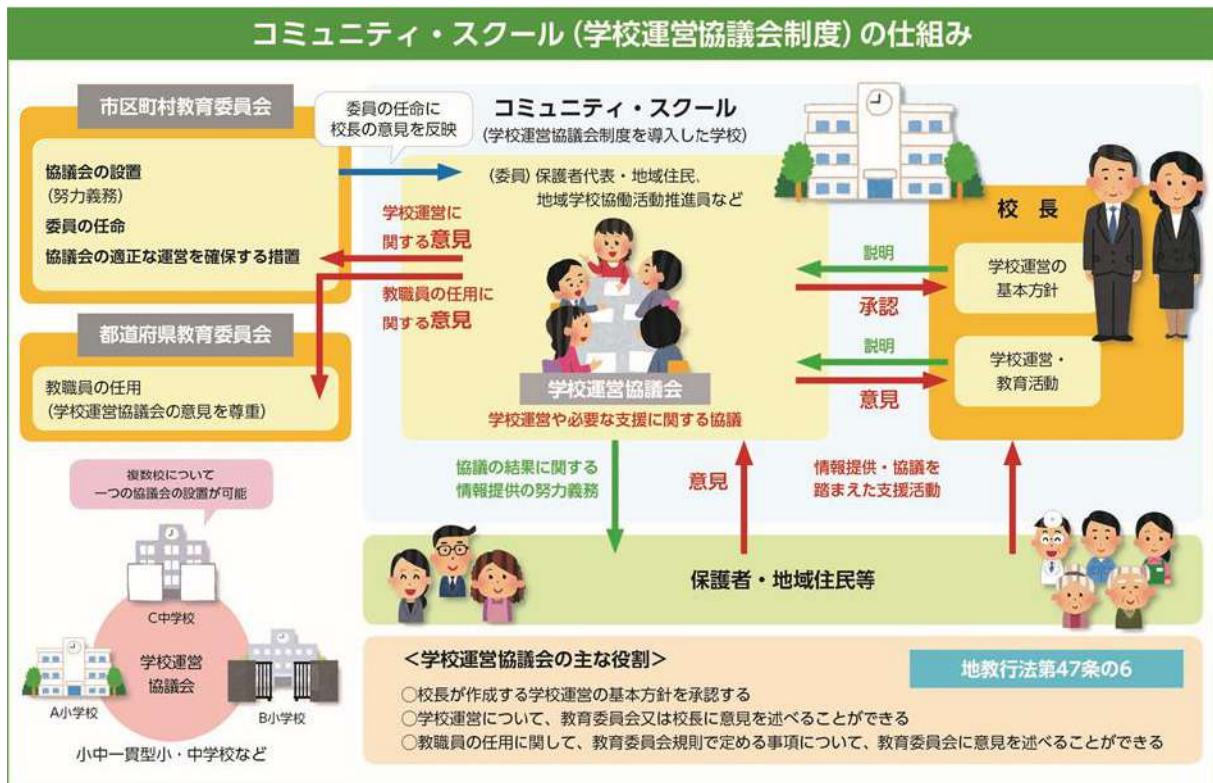
5－4．学校と地域の連携・協働の仕組み等を通じた関係の構築

地域社会と学校が目標を共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働して取組を進めていく仕組みとして、学校運営協議会制度や幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域学校協働活動があります。河川管理者はこれらの仕組みや活動等への働きかけを通じて、地域の実情をふまえた「河川教育」や「防災教育」を普及していくことが考えられる。

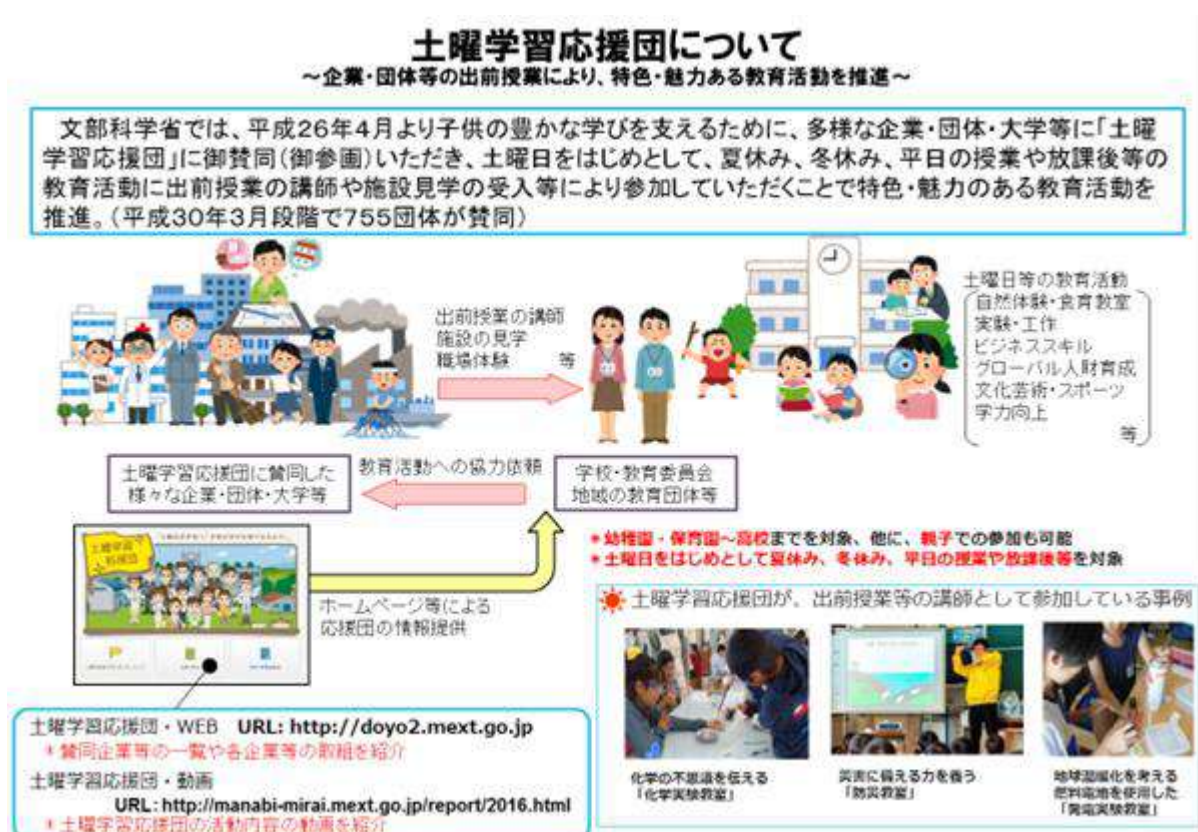
学校運営協議会では、保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、責任感を持ち、子供への教育に携わることができるようになる。例えば、河川管理者等は、河川災害が多い地域において、学校運営協議会のテーマに「河川教育」や「防災教育」を取り上げるよう働きかけることにより、地域や家庭を含む多くの学校関係者で子供たちが身に付けるべき資質等やそれぞれの取組の目的・目標を共有する。

そして、河川管理者等は、その結果を地域学校協働活動につなげたり、自らが活動に参画したりすることで、地域住民と連携・協働して学校における「河川教育」や「防災教育」を実施することや、地域住民等の参画により、土曜日や放課後等に「河川教育」や「防災教育」を実施する学習プログラムを提供することも考えられる。その際、多様な企業・団体等から特色・魅力ある教育プログラムの提供を受ける取組である「土曜学習応援団」の活用も考えられる。

【「学校運営協議会制度」の仕組み（文部科学省ホームページから）】



【「地域学校協働活動」を推進する取組である土曜学習応援団（文部科学省ホームページから）】



河川教育及び防災教育を地域の小中学校において実施してもらうためには、学校で実際に活用可能な河川教育及び防災教育に関する「指導計画」の開発・作成が効果的である。

河川管理者等の支援で「河川教育及び防災教育」を学校教育において実施しようとするためには、「学習指導要領」に沿った「指導計画」の開発・作成が効果的と考えられる。

さらに、「指導計画」の開発・作成には、教育委員会や学校関係者（現役の先生）との連携・協働した取組が重要と考えられる。

河川教育及び防災教育に関する「指導計画」の開発・作成に向けた一般的な流れは、次のようになる。

6－1. 教科学習で実施するための指導計画等の開発・作成

（1）指導計画等の開発・作成

「河川教育及び防災教育」を各教科等の学習の中で実施してもらうためには、学習指導要領の内容に沿った「指導計画」を開発・作成することが考えられる。

この「指導計画」を開発・作成するには、教育関係者（特に、現役の学校の先生が含まれることが望ましい）と河川管理者が連携・協働し、教育委員会・学校の意向や実情を踏まえ、学校のニーズに合った支援を行うことに留意する必要がある。

さらに、開発・作成した「指導計画」は、学校現場での試行・実践を行い、子どもたちへの教育効果等も見極め、時間をかけて修正や指導内容をより実践的なものとする必要がある。

学校教育は、学校ごとに毎年度編成される「教育課程」に沿って計画的に実施されていることは、前述のとおりである。

「教育課程」は、各学年、各教科の年間の指導計画等から緻密に構成されていることが想定され、このために年度の途中で新たな内容の学習を導入することは難しいと考えられる。

そのため、河川教育及び防災教育を実施するにあたって支援等を行う場合には、できれば前年度から学校関係者（所管する市区町村教育委員会も含め）と協議・調整を行う必要がある。

「指導計画」の参考事例としては、例えば「指導計画案」、「教師用解説書案」、「発問及び板書計画案」（教材となる必要な資料も含む）から構成されるものがある。

①指導計画案



②教師用解説書案



③発問及び板書計画案（教材となる必要な資料等を含む）



（２）関係団体等との連携した体制づくりによる支援

学校が所在する地域の防災教育及び河川教育に関する「指導計画」の開発・作成に取り組むにあたっては、「５－１．教育委員会等を通じた関係の構築」のとおり関係する市区町村等の教育委員会、学校関係者（該当する教科を専門とする先生が考えられる）と連携・協働することが取組のスタートとなる。

その際、学校教育の中で「河川教育及び防災教育」を継続し実施していくためには、地域事情に精通し継続した支援が期待できる関係する市区町村、地域の NPO や市民団体等の関係者とも連携・協働していくことも重要となる。

このように、これら関係者も含め地域全体で連携・協働し支援する仕組みを通して、「指導計画」の開発・作成に向けた調査・研究をすることにより、地域の学校教育へ「河川教育及び防災教育」を導入・実践し、継続することにつながることを考えられる。

河川管理者等としては、これまで数多くの広報・啓発のための冊子やパンフレット等の資料を開発・作成し、学習教材としても使える地域の河川に関する写真やデータ等の豊富な資料を蓄積している。

近年では、河川管理者等から提供された写真やデータ等のコンテンツが、社会や理科などの教科書の中に数多く掲載されるようになってきている。

今後、全国のより多くの学校での教科学習に「河川教育及び防災教育」の充実を図っていくためには、地域の状況や関係する河川の特性等を踏まえ、必要な写真やデータ等のコンテンツを活用しつつ、様々な関係機関や団体と連携し、防災教育及び河川教育を継続することが大切である。

その際、学校のニーズに合った授業の支援や学校が指導計画を作成する際の支援をすることが有効であるとする。

その他として「地域の地誌」を作成することで、市民が地域の河川に興味・関心を持つことにつながり、河川に関する地域のネットワーク化を図ることや、地誌を作成する際に得られた情報や資料等を「指導計画」へ活用することも期待できる。

6-2. 学習教材（写真やデータ等）の提供・支援

【地域の河川に関する様々な写真やデータ等の提供による支援】

学校で使用する教科書には、川に関連する写真やデータ等が多く使用されている。

しかし、これらの写真は、身近な河川とは異なる他地域の河川のものがほとんどであり、教科書の写真やデータ等について河川管理者等が所管する地域の学校に係る地域の身近な河川の同様な写真やデータ等を学習素材として提供することも、各学校における教育活動を進めるうえで有効な場合がある。

特に、「社会」のくらしや地域の学習、自然災害に関する学習、「理科」の生き物や水に関連する学習で河川に関連する写真等が使用されている事例が多くみられることから、これらを中心に情報を収集し、地域に関連する学習素材を準備し、提供することを連携・協働のきっかけとすることも効果的である。

【小学校の使用教科書の河川に関連するコンテンツ（写真）の事例】

例えば、東京書籍の5年生社会科下の「自然災害を防ぐ」では、洪水の写真や水災害対策のための堤防や排水施設、土砂災害防止のための砂防ダム等の写真が使用されている。

東京書籍社会科（「新しい社会 5 年下（平成 22 年 3 月検定）」）「自然災害を防ぐ」の掲載写真



小中学校で使用する教科書は多くの出版社が関わっており、都道府県の教育委員会が設定した採択地区（市町村またはそれを併せた地域）ごとに、使用する教科書の出版社が異なっている。なお、教科毎に使用する出版社名は、多くの教育委員会のホームページで公表されている。

参考として、千葉県内の小学校での使用教科書は下表のとおりとなっている。

【千葉県教育委員会ホームページからの小学校の使用教科書の採択状況一覧】

市町村立小学校 平成30年度使用教科書の採択状況一覧

教科等 採択地区	国語		社会		算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	保健	道徳
	国語	書写	社会	地図								
千葉市	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂	学研教育みらい	東京書籍
船橋市	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	東京書籍	大日本図書	教育出版	開隆堂	開隆堂	東京書籍	東京書籍
葛南東部	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	大日本図書	教育出版	開隆堂	開隆堂	東京書籍	光文書院
葛南西部	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	開隆堂	開隆堂	大日本図書	東京書籍
東葛飾東部	教育出版	教育出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	開隆堂	開隆堂	学研教育みらい	東京書籍
東葛飾西部	教育出版	教育出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	開隆堂	開隆堂	大日本図書	東京書籍
印旛	教育出版	教育出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	大日本図書	大日本図書	教育出版	開隆堂	開隆堂	大日本図書	教育出版
香取	教育出版	教育出版	教育出版	帝国書院	東京書籍	大日本図書	大日本図書	教育出版	開隆堂	開隆堂	東京書籍	学研
海浜	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	学校図書	大日本図書	大日本図書	教育出版	日本文教出版	開隆堂	東京書籍	教育出版
山武	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂	東京書籍	東京書籍
長生	光村図書	光村図書	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	啓林館	教育芸術社	開隆堂	開隆堂	東京書籍	光村図書
夷隅	光村図書	光村図書	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	大日本図書	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂	東京書籍	学研
安房	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	啓林館	教育出版	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂	東京書籍	教育出版
君津	教育出版	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	大日本図書	啓林館	教育芸術社	日本文教出版	開隆堂	学研教育みらい	光文書院
市原市	光村図書	教育出版	東京書籍	帝国書院	啓林館	東京書籍	大日本図書	教育芸術社	開隆堂	開隆堂	東京書籍	日本文教出版

沿川の学校で使用する教科書の中の河川に関する記載内容を確認し、所管する河川での同様の学習素材（写真やデータ等のコンテンツ）を準備し、教育委員会や学校関係者へ申し入れ、そうした学習素材を河川関係者から提供することは、児童生徒が教科書の内容について実感をもって理解するうえでも有効であり、連携関係を構築するきっかけとすることにも有効である。

学習素材の提供・支援にあたっては、対象となる学年や教科などについて担当する先生と十分に打ち合わせを行い、必要であれば授業で使いやすいように加工（そのまま使えるコンテンツが望ましい）して提供することが大切となる。

このような取組をきっかけとして、情報交換や交流を定期的の実施し、連携関係と人的なネットワークを構築し、信頼関係を醸成していくことが必要である。

【指導計画作成や教材提供の取組支援のプロセス例】

ステップ

1

学習指導要領の分析

- ・学習指導要領の学習内容を調査・分析して、河川教育及び防災教育に関連性の高い学年・教科・単元を絞り込み



ステップ

2

対象地域の教育委員会に相談

- ・対象地域における学校教育の現状や、地域の川の学校教育への取り入れられかたを聞き取るとともに、河川管理者側からどのようなサポートが求められているのか教育委員会のニーズを把握
- ・また、対象市町村の教育委員会が作成・発行している副読本を入手する

ヒアリング1

ステップ

3

地域の河川に関する資料を収集

- ・教材の題材となる地域の河川についての資料・過去の洪水災害についての資料などを収集

ステップ

4

対象地域の教科書・指導書入手

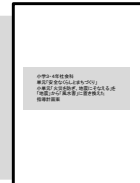
- ・対象市町村の教育委員会で採択されている教科書会社(各教科により違う)が発行する教科書と教師用の指導書入手する

ステップ

5

教材の骨子を作成

- ・地域の河川を題材にして教科書・指導書・副読本に沿った構成で教材の骨子を作成(どの学年か、社会や理科等の教科のどの単元か 等を骨子として定める)



ステップ

6

対象地域の学校現場に依頼して教材の骨子を見てもらう

- ・実際に学校で活用できる教材を作成するために、教育委員会に地域の小学校を紹介してもらって教材作成の趣旨をご理解いただいたうえで教材の骨子を見ていただき、学校現場のニーズを把握するとともに教材骨子の構成や考え方の妥当性を確認し、教材骨子の改善すべき点を把握

ヒアリング2

ステップ

7

教材を作成

- ・学校現場へのヒアリングで得た助言をもとに骨子を改良して教材を作成

平成23年
7月30日午前5時
はげしい雨音に目がさめる

ステップ

8

学校現場に教材の内容を見てもらう

- ・学校現場に教材の内容を見てもらい、教材の内容や各種資料を確認するとともに、教材の改善すべき点を把握

ヒアリング3

ステップ

9

教材を改良(試行)

- ・学校現場へのヒアリングで得た助言をもとに教材を改良

必要に応じ
繰り返し確認



【社会の副読本への「河川教育及び防災教育」に関連する学習素材の提供】

小学校3・4年生「社会」では「副読本」を使用している場合もある。

副読本は、学習指導要領に準拠し、3年生向けは市区町村、4年生向けは都道府県のそれぞれの教育委員会が作成している場合があり、教育委員会等と連携し、地域学習のテーマとして「河川教育及び防災教育」に関連する教育素材を提供し、掲載してもらう取組も有効な手段のひとつである。

たとえば、「社会」の地理に関する学習は、おおむね以下のとおり。

- ・小学校3年生では市区町村
- ・4年生では都道府県
- ・5年生では日本
- ・6年生では世界

について学習することとなっている。

このため小学校3・4年生の社会で教科書とともに使用する「副読本」を作成し、児童に配布・提供している都道府県や市区町村もある。

河川管理者等としては、関連する教育委員会等と連携し、副読本への河川に関連する内容の掲載と写真等のコンテンツを提供することが、「河川教育及び防災教育」を進める上で有効である場合がある。

7-1. モデル校での指導計画（案）の試行・実践の支援

河川教育及び防災教育の「指導計画（案）」の試行・実践にあたっては、必要に応じてそれに協力してくれるモデル校を選定し、支援することも効果的である。

このためには、日頃から連携関係にある学校や関係する市区町村等の教育委員会へ相談をすることが考えられる。

試行・実践に協力する「モデル校」が選定された場合には、モデル校における担当教員と連携し、「指導計画（案）」の開発・作成に協働して取り組んでもらうことが重要である。

協力してもらう市区町村等の実情や河川特性に基づいて、開発・作成された「指導計画（案）」は、試行・実践を行ってもらう必要がある。

モデル校での試行・実践・支援を通じた学習の成果や課題を踏まえて更なる改訂等を行うことが必要である。

これまでの「指導計画（案）」の開発・作成における取組事例を踏まえると、

- ◇ 試行・実践等を行うための準備
- ◇ 「指導計画（案）」のモデル校での試行・実践・支援
- ◇ 細部にわたる内容のブラッシュアップ

といった作業には、河川管理者等と学校関係者の日頃の連携関係と人的ネットワークが構築されている前提条件で、一定の期間が必要と考えられる。

試行・実践にあたっては、児童生徒の発達段階や時間的制約、教員の多忙な状況等を踏まえ、学校現場に新たな負担がかからないように留意する。

7-2. 教育委員会等を通じた他校への普及・展開

モデル校での試行・実践を通して得られた問題点や課題等を修正・改訂した「指導計画」については、次の段階として、例えば、教員研修会等での発表を開催・支援することも考えられる。

このような取組は、モデル校以外の学校での展開・実践につながり、地域における「河川教育及び防災教育」の普及・拡大を着実に進める方策と考えられる。

7-3. 河川教育及び防災教育を支援する人材の育成

次世代を担う子どもたちへの「河川教育及び防災教育」を学校教育の中で継続・実践していくためには、取組を支援できる幅広い人材の育成も重要である。

取り組みの一例として、安全に川で学び・活動することができる川の指導者の育成を目指して設立された「特定非営利活動法人 川に学ぶ体験活動協議会（通称：RAC）」における活動がある。

現在、RACにおいては、川での体験活動を通じた学校における「河川教育及び防災教育」の普及・拡大のため、下記のような人材育成の取組を精力的に推進している。

河川管理者（河川事務所等）が、RACに加盟するそれぞれの地域のNPOや市民団体等と連携し、管内の学校に川の指導者を紹介する、あるいは、指導者の育成を継続・支援することもあると有効であると考えられる。

【RACにおける、学校での河川教育及び防災教育の普及・拡大に向けた取組】

◆「学校連携コーディネーター」養成制度

- ・ 学校での川を活用した授業、課外活動、学校行事等に関わる川の指導者（資格取得者で地域の学校との連携を目指す）が対象。
- ・ 学習指導要領や各教科等の単元の進め方等を理解し、学校の先生と連携して、川をフィールドやテーマとした体験的活動を導入・支援できる知識やスキルを身に着けた人材を養成。

◆「学校リーダー」養成制度

- ・ 学校の先生が対象。
- ・ 川や水辺での体験活動における、基礎的な知識や安全対策に必要な基礎的な知識やスキルを持った人材として養成。
- ・ 事例は少ないが、これまでに取組みを行った学校では、特に川での体験活動の経験のない先生方から、高い評価を得ている。

参考資料

- 【参考資料 1】国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）
- 【参考資料 2】水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画（抜粋）
- 【参考資料 3】水防災意識社会再構築ビジョン（抜粋）
- 【参考資料 4】水害分野における気候変動適応策のあり方について（概要）
- 【参考資料 5】新たなステージに対応した防災・減災のあり方（概要）
- 【参考資料 6】『「川に学ぶ」社会をめざして』報告

【参考資料 1】 国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）（平成 29 年 11 月）



参考

国水防第 173 号
国水環第 57 号
平成 29 年 11 月 7 日

北海道開発局	事業振興部長	殿
	建設部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
	河川部長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部長	殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課長



河川環境課長



防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまで、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」（平成 27 年 11 月 25 日、国水防第 162 号・国水環第 92 号）などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところであるが、今般改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実にに向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化されたい。

なお、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（平成 29 年 6 月 20 日、国土交通省）において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されており、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されたい。

また、取り組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添（参考）のとおり通知していることを申し添える。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考を送付されたい。



29 初健食第31号

平成29年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三 谷 卓 也



(印影印刷)

国土交通省等と連携した防災教育の取組について（通知）

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。
ます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第2次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対しても周知していただくようお願いします。

なお、本件に関連して、国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局企画部長、河川部長等に対し、別添（参考）のとおり通知していることを申し添えます。

（参考）大規模氾濫減災協議会とは

<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/hanrangen.pdf>

（担当）

健康教育・食育課

防災教育係（中鉢、杉本）

電話：03-5253-4111（内線 2670）

03-6734-2670（直通）

FAX：03-6734-3794

e-mail: anzen@mext.go.jp

【参考資料2】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（抜粋）（平成29年6月）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
 ～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成29年1月）」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。（社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」（答申）、平成27年12月）
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入居者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。（社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」（答申）、平成29年1月）

↓

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年（平成33年度）で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置 ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組 ①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・水害対応タイムラインの作成促進：国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了 ・市町村等管理河川においては、対象となる市町村を設計・検証し、平成33年度までに作成 ・要配慮者利用施設における避難確保：平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施 等 ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・治水関係等の周知：平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する治水関係に関する情報を共有し、市町村において集約的に住民等に周知 ・防災教育の促進：平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型水位計：国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計設置計画を作成し、順次整備を実施 ・避難所見守り監視カメラ：協議会の場等を活用して、危機管理型水位計設置計画を設計・調整し、順次整備を実施 ・危機管理型ハード対策：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (6) 減災・防災に関する国の支援 ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援：防災・安全交付金による支援 ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援：平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等	(3) 的確な水防活動のための取組 ①水防体制の強化に関する事項 ・重要水防箇所：重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に關する関係者（建設業者を含む）が共同して点検 ・水防に関する広域の連携：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広域を設計・実施 等 ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討 ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：排水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有 (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設等の運用改善：平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成 ・浸水被害軽減地区の指定：浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供 (5) 河川管理施設の整備等に関する事項 ・堤防等の河川管理施設の整備：国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施 ・ダム高年の点検：「ダム高年点検」を作成し、ダム高年の取組をより一層推進するための方策を実施 等
--	--

その他、検討に一定の時間を要する以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予報精度の向上、洪水から避難までの時間的余裕の確保、中小河川における治水対策の推進
- ・治水システムを適切に評価するため、治水施策による経済効果等への影響に関する調査研究
- ・洪水による被害軽減策や治水施策による社会意識の変革に関する研究
- ・自然の治水機能など、近年の自然治水の変化などを適切に評価する治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

水防法に基づく協議会の設置

元例：国管理河川、都道府県管理河川、国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度末までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	平成30年度末までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	平成31年度末までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	平成32年度末までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	平成33年度末までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防関係の広域・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年8月上旬までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）

○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度末までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成30年度末までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成31年度末までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成32年度末までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了	平成33年度末までに、国管理河川全ての治川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了

水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ

○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、平成33年度までに「地域の取組方針」にとりまとめ	平成30年度末までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成31年度末までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成32年度末までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知	平成33年度末までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施

○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成	平成30年度末までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施	平成31年度末までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施	平成32年度末までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施	平成33年度末までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基く避難訓練を実施

防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手

○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に關連する市町村の全ての学校に共有

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年度に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手	平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に關連する市町村の全ての学校に共有	平成31年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に關連する市町村の全ての学校に共有	平成32年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に關連する市町村の全ての学校に共有	平成33年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に關連する市町村の全ての学校に共有

【参考資料3】「水防災意識社会再構築ビジョン」(抜粋)(平成27年12月)

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策>・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策>・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

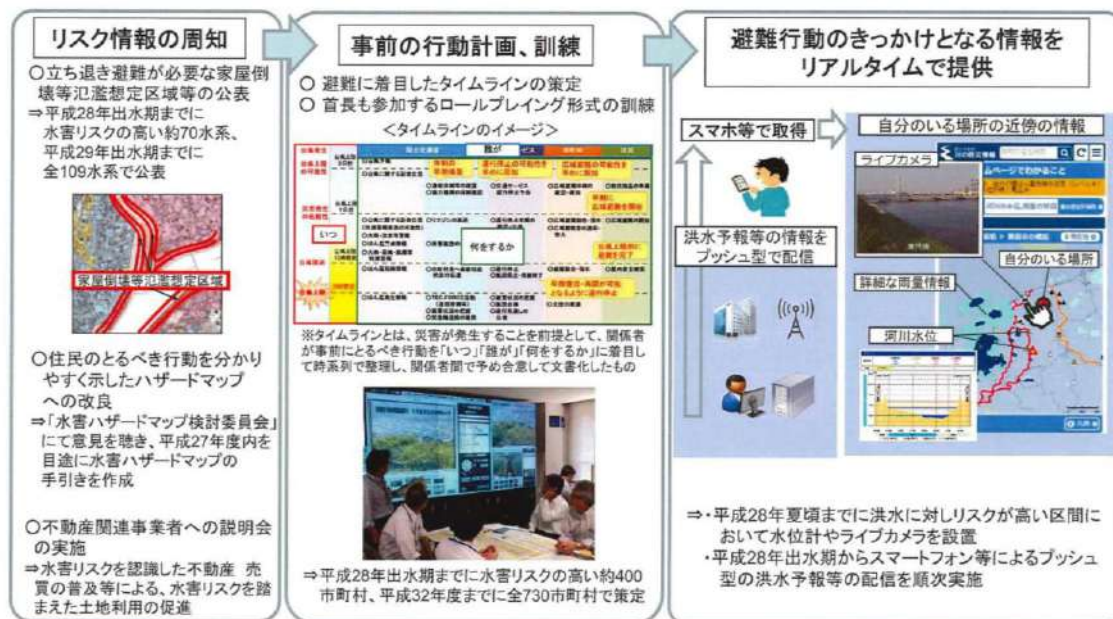
主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

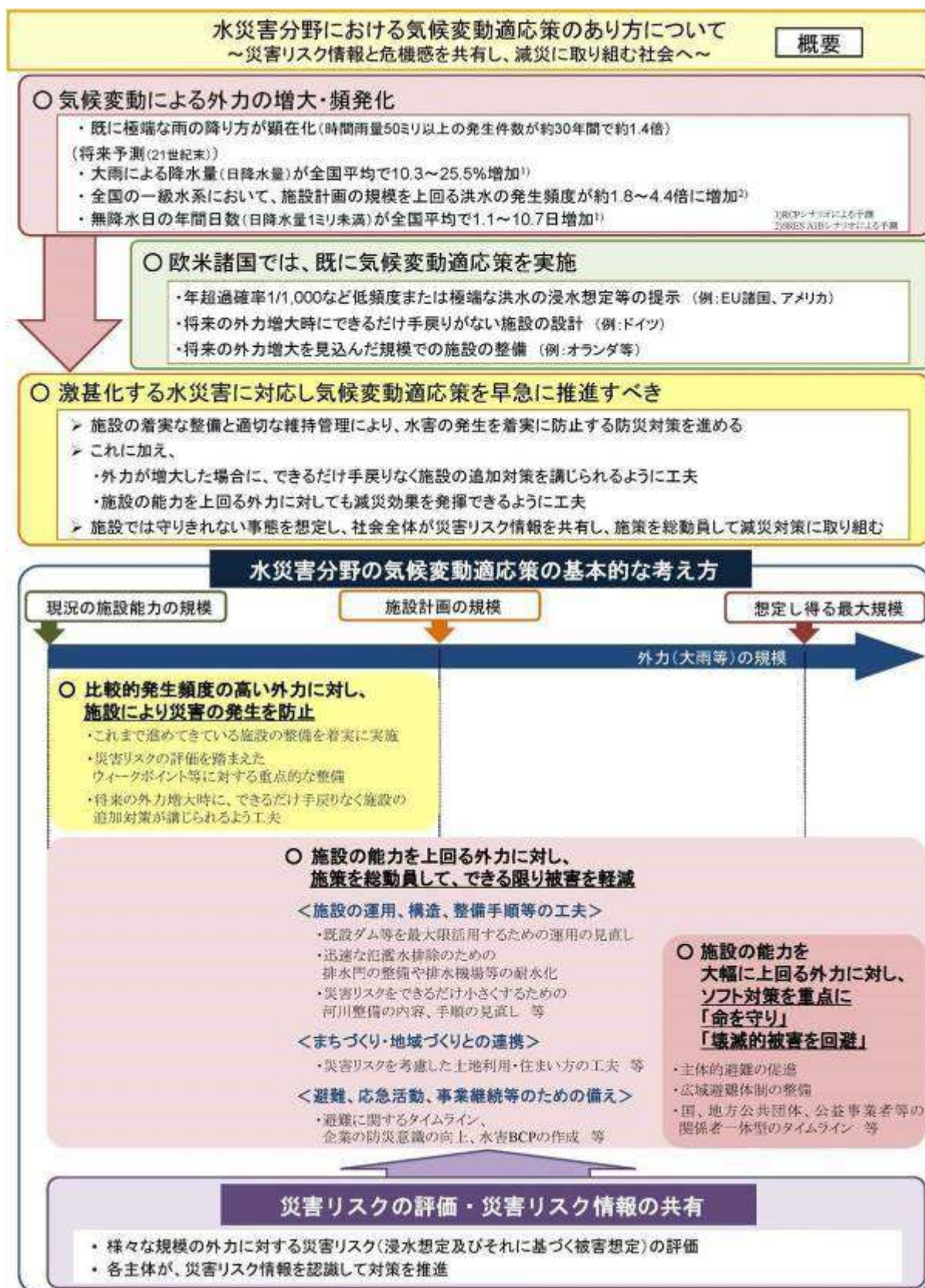


住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。



【参考資料4】水災害分野における気候変動適応策のあり方について（概要）（平成27年8月）



水害（洪水、内水、高潮）に対する適応策

○比較的发生頻度の高い外力に対する防災対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・施設の着実な整備
- ・既存施設の機能向上
- ・維持管理・更新の充実
- ・水門等の施設操作の遠隔化等
- ・総合的な土砂管理

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・できるだけ手戻りのない施設の設計
- ・施設計画、設計等のための気候変動予測技術の向上
- ・海面水位の上昇の影響検討
- ・土砂や流木の影響検討
- ・河川と下水道の施設の一体的な運用

○施設の能力を上回る外力に対する減災対策

1)施設の運用、構造、整備手順等の工夫

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・観測等の充実
- ・水防体制の充実・強化
- ・河川管理施設等を活用した避難場所等の確保
- ・粘り強い構造の海岸堤防等の整備

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・様々な外力に対する災害リスクに基づく河川整備計画の点検・見直し
- ・決壊に至る時間を引き延ばす堤防の構造
- ・既存施設の機能を最大限活用する運用
- ・大規模な構造物の点検
- ・氾濫拡大の抑制と氾濫水の排除

2)まちづくり・地域づくりとの連携

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・総合的な治水対策
- ・土地利用状況を考慮した治水対策
- ・地下空間の治水対策

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・災害リスク情報のきめ細かい提示・共有等
- ・災害リスクを考慮した土地利用、住まい方
- ・まちづくり・地域づくりと連携した治水軽減対策
- ・まちづくり・地域づくりと連携した氾濫拡大の抑制

3)避難、応急活動、事業継続等のための備え

①的確な避難のための取組

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・避難勧告の的確な発令のための市町村長への支援
- 【取組内容を今後新たに検討するもの】
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難を促す分かりやすい情報の提供
- ・避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実
- ・広域避難や救助等への備えの充実

②円滑な応急活動、事業継続等のための取組

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・災害時の市町村への支援体制の強化
- 【取組内容を今後新たに検討するもの】
- ・防災関係機関、公益事業者等の業務継続計画策定等
- ・氾濫流の制御、氾濫水の排除
- ・企業の防災意識の向上、水害BCPの作成等
- ・各主体が連携した災害対応の体制等の整備

土砂災害に対する適応策

（土砂災害の発生頻度の増加）

- ・人命を守る効果の高い箇所における施設整備
- ・より合理的な施設計画・設計の検討
- ・タイムラインの作成支援による警戒避難体制の強化

（警戒避難のリードタイムが短い土砂災害）

- ・土砂災害に対する正確な知識の普及
- ・的確な避難勧告や避難行動を支援するための情報の提供

（計画規模を上回る土砂移動現象）

- ・少しでも長い時間減災効果を発揮する施設配置や構造の検討

（深層崩壊）

- ・大規模土砂移動現象を迅速に検知できる危機管理体制の強化

（不明瞭な谷地形を呈する箇所での土砂災害）

- ・地形特性を踏まえた合理的な施設構造の検討
- ・危険度評価による重点対策箇所の検討

（土石流が流域界を乗り越える現象）

- ・氾濫計算による土砂量や範囲の適切な推定

（流木災害）

- ・透過型堰堤、流木止めの活用
- ・既存不透過型堰堤の透過型化を検討

（上流域の管理）

- ・地形データ等の蓄積による国土監視体制の強化
- （災害リスクを考慮した土地利用、住まい方）
- ・土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定

渇水に対する適応策

○比較的发生頻度の高い渇水による被害を防止する対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・既存施設の徹底活用等
- ・雨水の利用
- ・再生水の利用
- ・早めの情報発信と節水の呼びかけ
- ・水の重要性に関する教育や普及啓発活動

○施設の能力を上回る渇水による被害を軽減する対策

【これまでの取組をさらに推進していくもの】

- ・水融通、応援給水体制の検討
- ・渇水時の河川環境に関するモニタリングと知見の蓄積

【取組内容を今後新たに検討するもの】

- ・関係者が連携した渇水対応の体制等の整備
- ・取水制限の前倒し等
- ・渇水時の地下水の利用と実態把握
- ・危機的な渇水時の被害を最小とするための対策

適応策を推進するための共通的事項

○国土監視、気候変動予測等の高度化

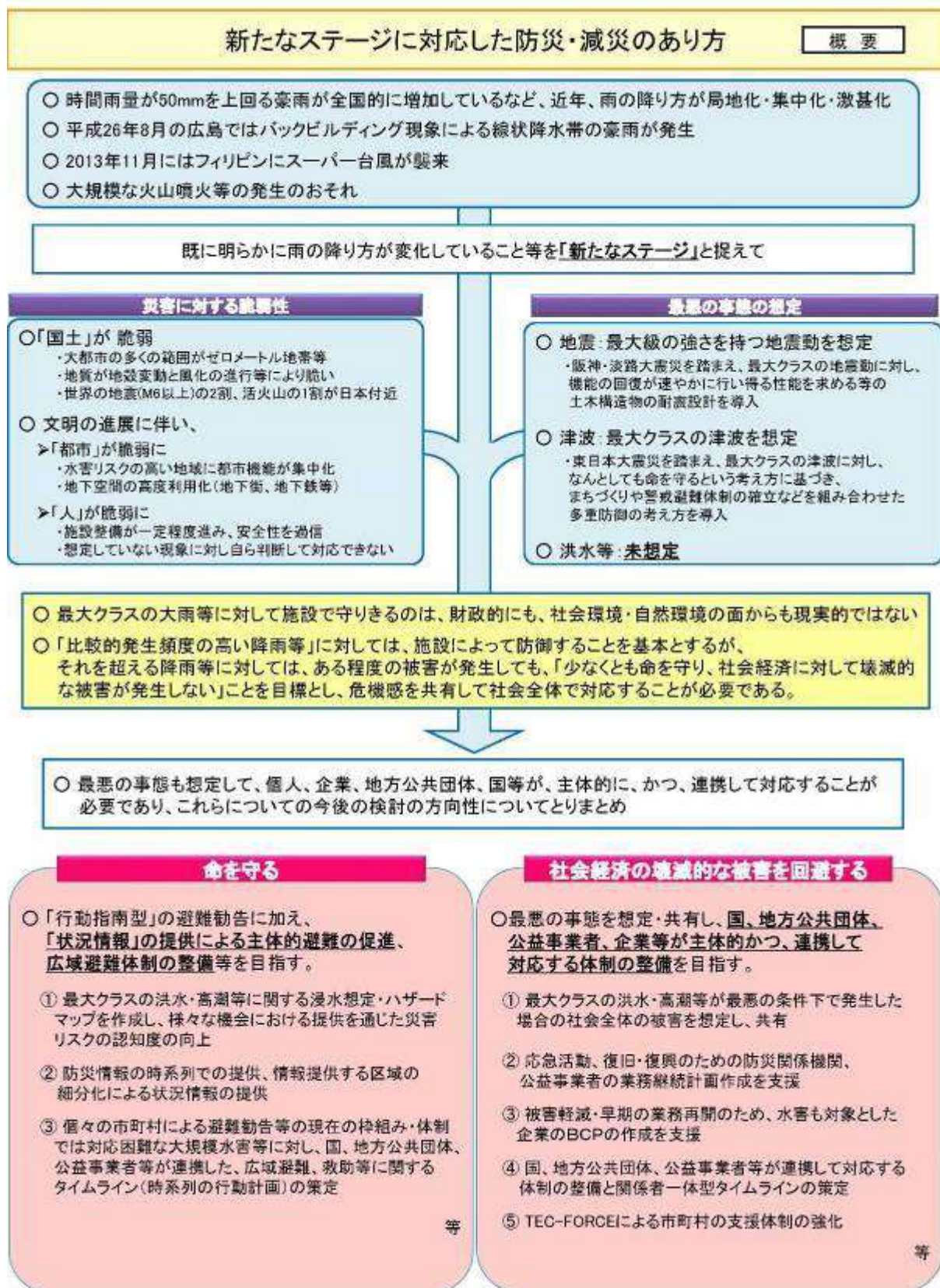
○地方公共団体等との連携、支援の充実

○それぞれの対策の進め方や目標の時期等をできる限り明らかにしたロードマップの策定、進捗状況を踏まえた適宜の見直し

○調査、研究、技術開発の推進等

○技術の継承等

【参考資料5】新たなステージに対応した防災・減災のあり方（概要）（平成 27 年 1 月）



命を守る

目指す姿

「行動指南型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備を目指す

今後の検討の方向性

○ 状況情報を基にした主体的避難の促進

< 「心構え」の醸成と「知識」の充実 >

- 最大クラスの洪水・内水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成・公表し、防災訓練や転入手続き等の機会に提供
 - ・ 最大クラスの洪水・内水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成・公表し、防災訓練や転入手続き等の機会に提供
 - ・ 自分の住んでいる場所等を入力等すれば、その場所の様々な災害に関するリスク情報を容易に入手できる仕組みの整備
- 住民の避難力の向上
 - ・ 学習指導要領の充実に対する支援等による防災教育の促進
 - ・ 住民自らが、洪水、高潮等の災害種別ごとに、具体的な避難行動を考え、確認するための「災害・避難カード」等の普及・促進

< 避難を促す状況情報の提供 >

- 危険の切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化
- 集中豪雨や台風等の観測や予測等に関する技術の向上

○ 避難勧告等の的確な発令のための市町村長への支援

- 危険箇所、注視すべき情報等の災害リスクに関する情報の提供、専門家による支援、研修制度の充実

○ 避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実

- 市町村における避難に関するタイムライン（時系列の行動計画）の策定
- 避難場所としての民間ビル等の活用促進

○ 大規模水害時等における広域避難や救助等への備えの充実

- 死者数・孤立者数に関する被害想定・作成・公表
- 国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン（時系列の行動計画）の策定

○ 災害リスクを踏まえた住まい方への転換

- 宅地建物取引業者による、不動産購入者に対する災害リスクに関する情報の提供
- 最大クラスの外力だけでなく、様々な規模の外力について、その浸水の状況と発生頻度に関する情報の公表

社会経済の壊滅的な被害を回避する

目指す姿

最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す

今後の検討の方向性

○ 最悪の事態の想定と共有

- 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
 - ・ 大都市圏の水没による社会経済の中核機能の麻痺と、国内外への波及
 - ・ 地下空間を通じた浸水被害の拡大等

○ 各主体が講じる事前の備えの充実

- 応急活動、復旧・復興のため、防災関係機関、電力、水道、通信、交通等の公益事業者における重要施設の耐水化や業務継続計画作成等の事前の備えの推進
- 被害想定を基に、大規模浸水時における自らの事業、業務の弱点を把握の促進
- 災害時の機能の確保・早期の業務再開のため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等を具体的に定める水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施等の事前の備えの促進

○ 各主体が連携した災害対応の体制等の整備

- 大規模水害に対して、国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備とこれら関係者の災害時の具体的な対応を定める関係者一休型タイムライン（時系列の行動計画）の策定
- TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化
- 災害時の限られた人的・物的資源をどの段階で、どの対策に優先的に投入するかを予め検討
- 関係者が協働・連携した地域レベルでの事業継続マネジメントの促進

【参考資料 6】 『川に学ぶ』社会をめざして』（平成 10 年 6 月）

『川に学ぶ』社会をめざして』 報告 平成 10 年 6 月 河川審議会・川に学ぶ小委員会

1. はじめに

産業革命以来約二百年にわたって築かれてきたひとつの文明が、現在転換を迫られつつある。それは、資源の涸渇、汚染の増大、生物種の減少などによって端的に示される物質的基盤の崩壊によるものであるが、実は人間性と呼ばれる人間の内面の危機をも内包しているものと考えられる。そのことは、現文明を方向づけてきた楽観主義のゆきづまりを示すものに他ならない。物質的基盤に対する楽観は、地球環境が意外にもきわめて限界のあるものであるとの認識によってうち砕かれたのであるが、人間の内面に対する安易な楽観、人間の幸福は物質レベルでの充足によって達成されるという信念も、様々な面で疑問が抱かれるに至っている。人間性とはより深く複雑なものであり、人間の幸福が物質的な条件によってのみ満たされるものではない、という古くて新しい認識が深められつつある。そして、そのことが同時に、地球環境の危機の名で呼ばれる、人類存続の危機に対する解決の鍵でもあると考えられることは、われわれにとって大きな光明である。それは危機の回避の可能性を示すと同時に、人間性の復活を約束するものであり、より高度な文明の構築への出発を意味するものである。

現文明の危機の様相は、きわめて多面的であり、人間のかかわってきたすべてに通底するものであるが、本委員会では、人間と自然との接点として最も鮮明であり、かつ具体的なモデルとして、都市内外の河川をとり上げ、その現状を分析するとともに、従来意識されてきた利水・治水の観点以外に、河川が人間の生活、とりわけその内面とどのようにかかわってきたかを議論し、人間の真の幸福をめざす次期文明のあり方を探る大事業のごくささやかな一端としたいと考えている。

2. 「川に学ぶ」社会とは

1) 川と人とのかかわり

河川と人間とのかかわりは非常に古く深いものであり、河川は文明発生の拠点であったことが知られている。それは当然人間の物質的基盤を支えるものであったが、人間の心性にかかわる文化をはぐくみ育てたものであることも忘れられてはならない。河川は農耕地を潤すものとして必要不可欠なものであり、そのため様々な灌漑の方法が世界各地で発達した。また、水流による移動・運搬などの手段としても重要であった。このように河川は人間にとってなくてはならない恩恵をもたらす一方、時に大規模な氾濫を生じ、人間の生存を脅かす存在でもあった。このため治水は河川と人間とのかかわりのもう一つの大きなテーマであり、利水と治水という点で、人類はつねに大きな努力を払い、真剣に川とつきあってきた。

しかし、河川が人類にもたらす恩恵は利水のみでないことが、治水・利水のみを意識して進められてきた事業が、近年急速に大規模化してくることによって、明確化されてきた。つまり、古来河川が人間にもたらしてきたきわめて多面的な価値が、治水・利水事業の徹底化によって浮き彫りにされた

のである。そして、このままの状況で推移するならば、それら河川による恩恵が全く失われるとの危機の念が抱かれることとなった。

その恩恵を整理すると、大きくは二つのものがある。

一つには、川は自然環境の最も豊かな一部であり、そこに川の特殊性を反映する多様で特殊な生態系が見られたことである。それらは川の美しい景観を形成するとともに、新鮮な食物を供給するものであった。

二つには、川が近隣の地域住民にとって貴重な自然体験、交流の場であったという点である。そのような歴史が地域の文化を育んできたのである。また逆にそのような地域文化によって、河川の景観が形成されてきたことも忘れてはならない。

また子供たちにとって、川遊びをした小川などは、楽しい思い出の場であるとともに、多くのことを学ぶことのできる場でもあった。人格の基礎を培う原体験の場であったのである。

決して意のままにならない川の自然や生物と向き合うことで、子供たちの感性が磨かれ、創造力が養われた。自然と真剣に向き合うことで、生命の尊さ、自然の法則や仕組みを理解することができたのである。

また、様々な年代の人々がひとつ川に遊び、これを利用する状況の中で、他者への思いやりが芽生え、人と人とのつきあい方を学び、地域社会の形成、連帯を促す。また一人自然と向き合うとき、川やそれを取り巻く自然には、その生命感、躍動感、神秘性によって、人の心を癒す力がある。このような川での経験は人々の心の原風景をなし、大きな心理的財産となっているはずである。このことはどの世代においても共通するものであるが、特に子供時代における経験は、かけがえのない価値をもつものである。さらにこれらの経験は、これからの地球全体の大きなテーマである「自然とどのように共生していくか」という、大きな課題に対する答えを出していかなければならない際の、非常に重要な基礎となりうるものである。

このように河川は、人間と自然とのかかわりのすべてを多様にかつ端的、かつ具体的に示す場であることによって、環境教育の場として最も優れたものであると言ってよい。

このような川と人との関係を21世紀に向けて復活し、次世代へ引き継いでゆくことが我々の世代に課された責務である。

2) 「川に学ぶ」社会とは

環境教育の目的は、「人と環境とのかかわりについて理解を深め、責任ある行動をとれるようにすること」である。また、環境教育は急速に変化している世界に対して、その変化に敏感なものでなければならず、広範な学際的知識を基盤とした全面的な取り組みによって、自然と人間活動との深い相互関係についての認識を深めるものである。

また、それぞれの立場に応じて責任ある行動を求めるものであるため、個人の生涯を通じて必要な技能や行動を身につける必要があり、子供だけでなくあらゆる世代が取り組む必要がある。

川は利水をはじめとした生活の基盤であり、また独特の自然環境を有し、生命の息づく場所である。現代社会の中で疲れた心を癒し、生きる活力を取り戻す場でもある。そして人々の交流の場であり、様々な体験を通じた学びの場でもある。川は本質的に人間が環境を理解し、また人間から自然と共生する感性や知恵、工夫を引き出す機能を有している。

また、環境問題解決のための理念である“Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、足もとから行動を）”に照らせば、我々のすぐ身近に存在している川は、我々一人一人が学び、行動する場として非常に優れた条件を有している。そして、このような価値が十分発揮されている姿が、望ましい川の姿である。

しかし、現在このような川の価値は残念ながら、十分活かされているとは言えない。我々はこの身近で大切な財産をもっと活用すべきであると考えている。

以前、川はもっと我々の生活に身近なものであった。密接にかかわらなければ、生活できなかったからである。しかし、人々が生活の利便性や効率の良さを強く追求したことから、現在川は様々な問題を内包するようになってしまった。川の水質の悪化や、川へ近寄りにくく生態系を貧弱なものとする護岸構造は人を川から物理的、心理的に遠ざけてしまった。また洪水体験の減少や、川を意識せずに水をいくらかでも使えるような生活様式が普及したため、川に対する畏れや敬いの心が希薄化したことも、人々が川から遠ざかった要因である。望ましい川の姿を次世代に取り戻すため、また環境との共生という大きな課題に対処するために、いま行動を始めなければならない。川本来の価値とは人との深いかかわりの中でこそ発揮されるものである。

川の望ましい姿を考える際の基本的な視点は、川は上流から下流まで一つの系をなしており、水循環の中で重要な役割を果たしている、ということである。川は、その流域からの影響を強く受けるが、最近では、とりわけ人間活動からの影響が顕著である。流域で行われる様々な人間活動が健全でなければ、川の自然環境も健全でなくなる。一方、川の各流域で成立する人間社会は、流域の特性を強く反映するものである。このような川と人間とのかかわりをよく認識して、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会を実現していくことが重要である。そのことこそが、「川に学ぶ」社会を築いていくことであり、ひいては地球環境の保全につながっていくものである。

3. 「川に学ぶ」社会の実現のために

「川に学ぶ」社会の実現のためには、次の4つの基本方針が重要であると考えている。

- (1)川と人とのかかわりとそれが抱える問題について、人々が関心をもつためには、川をもっと魅力のあるものにする必要がある。
- (2)環境とそれにかかわる問題、および人間の環境に対する厳しい責任や使命について理解するため、川に関する正しく、広範な知識と情報の提供を行う必要がある。
- (3)人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決するための技能・評価能力を育てるため、川での実践を伴った「川に学ぶ」機会を提供する必要がある。
- (4)以上のような諸活動を主体的、継続的に行うためには、利用者、住民・コミュニティ、河川管理者、地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすと同時に、地域住民を構成メンバーとするN G O組織の成立が欠かせない。行政はそのための多面的な支援を行う必要がある。

1) 人々の関心を高める魅力ある川

川と人とのかかわりとそれが抱える問題について、人々が関心をもつために、川には、人々の興味を引き出し関心を高め感動を与える魅力がなければならない。

川に入ることを躊躇させるような水質や、人が水際に近寄れず生態系を貧弱なものとする護岸構造などは、川の魅力を著しく低下させた大きな要因である。魅力ある川にするためには、それぞれの地域の特性を活かした、自然環境の復元、多様な生態系の復活、川の水を汚さない流域の一人一人の行動、歴史・文化に根ざした美しい景観の形成など独自の魅力を有する川を整備・保全していくことが重要である。また、これを長く将来に伝えていくためにも、子供が川に親しみ楽しむことが重要である。

一方、学校や地域社会では川は危険な場所という認識が強く、子供たちを川に近寄らせないように指導している場合が多い。これは川と人とのかかわりが薄れ、川を知らなくなったことにより、川の危険性が強調されたことも一因であろう。しかし、そのために川から受ける恩恵を自ら捨て去ってしまうこと、子供たちから、自分の力で危険から身を守ることを学ぶ機会を奪ってしまうことは非常に不幸なことである。どこでも一律に「川は危険」なのではない。年齢や個人の体力・技能によって危険の範囲は変わるものであることを理解して、川とのかかわりをもつことが重要である。もちろん、人々が川を安全に利用できることは大切なことであり、危険回避のための最小限の安全対策を施すことも避けられない。しかし、そのことで川の持つ魅力を減ずることのないようにすることが必要である。

2) 正しく広範な知識・情報の提供

人と環境との深い相互関係に対する正しい認識と、環境保全に対する人類の重大な立場と役割を理解するため、川に関連したあらゆる分野の正しく、広範な知識と情報が提供され、広く伝えられることが不可欠である。

必要とされる知識は、例えば川を中心とした生物学的・生態学的知識、川の構造などの工学的知識、川を媒介とした地域社会の成り立ちなどの社会学的知識などであり、これらは、それぞれの立場や年齢、経験に応じた形で、体験を通して伝えられる必要がある。また、それらとともに川やそれを取り巻く自然の受容性に配慮するマナーや利用上のルールを適切に提供し、周知する必要がある。なお、地域の特性に根ざした昔ながらの知恵や情報といった分野も、伝えられるべきであり、それらの知恵や情報を持った人々の協力が欠かせない。

一方、川を自分の能力や判断によって安全に利用するためには、増水時・洪水時の川の危険性を理解することや、年齢や個人の体力・技能に応じた川の危険性およびその対処方法などのきめ細かな情報を広く伝えることが重要である。また、不幸にして事故が起こった場合に備えての対処方法、保障のための情報なども広く提供し、周知する必要がある。

3) 川に学ぶ機会の提供

人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、また自ら危険を回避し切り抜ける態度を養うことが、とりわけ子供たちにとって重要なことと考えられる。また、川を取り巻く環境をどのように改善していくのかというビジョンを構築する力を持つことも重要で、巻く環境をどのように改善していくのかというビジョンを構築する力を持つことも重要である。こうした技能、評価能力を身につけるためには、正しく広範な知識と情報、行動への参加の機会が提供されることが必要である。具体的には、日本の川を題材とした、様々な視点からの総合的な活動プログラムを提供し、それらを用いたワークショップを開催することなどが考えられる。また、すでに環境学習などの活動を行っているNGOや様々な団体の活動情報を、インターネットやニュースレターなどで広く知らせることなどが考えられる。

4) 主体的、継続的な活動のために

利用者は、川が100%安全なものではないことを認識し、自らの行動に対し責任を持つとともに、自らの川への働きかけが結果として他の人々に迷惑をかけたり河川環境の悪化をもたらすことなどのないように、モラルや当事者意識を持つことが必要である。

住民・コミュニティは、川での活動に積極的に参加していくことが望まれる。とくに、川に関する様々な知識や技能を持つ人々や地域の古老などは、指導者として、人々の川への関心を引き出す役割が求められる。また、地域住民で構成される自治組織としてのコミュニティには、日常的な河川管理や洪水時の危機管理、地域社会としての教育活動など住民個人では困難な活動において、力を発揮することが期待される。

河川管理者は、川と人との健全なかかわりを回復するために、川を管理する立場から、人々が川を敬遠する原因となっている水質の悪化や護岸の構造などの改善に努めるなど、人々が再び川に戻ってくる環境を創り出す努力が必要である。また、人々が昔のように川を知らないことを考慮し、川にかかわる人々（住民・コミュニティ、利用者、N G O等）からの意見を聞きつつ、利用者や住民に川に関する知識と情報をきちんと伝えていくことも必要である。

地方公共団体は、川と人とのかかわりは地域と人とのかかわりでもあるという観点から、自ら活動するとともに、様々な活動を支援していくことが必要である。また、川での活動による事故等に対応するため、賠償責任保険などの導入も望まれる。さらに、学校教育において児童・生徒が川を通じて様々なことを学ぼうとする場合には、河川管理者と連携して、それを積極的に支援していくことが必要である。

これらの主体的活動を支えるためには、各主体の連携・交流を促進する必要があり、このためにはN G Oを主体とした「流域センター」のような組織の設立が有効である。ここでは、インタープリターやコーディネーターといった人材の育成、さらに現在必要な知識・意欲等をもつ人材の活躍する場、能力向上を図る場としての役割も期待される。さらに、流域や地域内の連携のみならず、先進事例等他の流域や地域での活動、川以外のフィールドで行われている環境教育にかかわる活動との連携・交流も期待される。

また、川での活動中に不幸にも事故が起こった場合、現在の制度では引率者の負担が大きい。引率者の負担を軽減し、自発的、積極的な川の利用を援助するような、保険等の制度を整備することも重要である。

このような制度のもとに、個人の責任の範囲内において、自由に川を利用することが保証されるべきである。

これらの基本方針に基づき、文部省、環境庁など環境教育にかかわる関係省庁と共通の理念をもって密接に連携を図るとともに、地域社会、N G Oなどの参加と協力を得る必要がある。

「川に学ぶ」社会を実現するため、いまこそ行動を始めるときである。

編集



国土交通省

水管理・国土保全局

河川環境課 ・ 防災課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

（代表電話） 03-5253-8111

平成 30 年 3 月

【河川管理者等向け】学校教育を理解するためのスタートブック「別冊」

新学習指導要領(平成29年3月公示)において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容(主な部分抜粋)

※本資料は、新学習指導要領において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する部分のうち主要なものを抜粋したものです。
地域や学校・児童の実態を踏まえ、必要に応じて本資料をご活用ください。

区分		新学習指導要領案(平成29年3月公示)		
		項目	新学習指導要領における記載	内容の取扱い
小学校	総則	第1 小学校教育の基本と教育課程の役割	2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で <u>安全な生活</u> と豊かなスポーツライフの実現を <u>目指した教育の充実に努めること</u> 。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、 <u>安全に関する指導</u> 及び心身の健康の保持増進に関する指導 <u>については、体育科、家庭科、特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること</u> 。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。	
		第2 教育課程の編成	2(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や <u>災害等を乗り越えて</u> 次代の社会の形成に向けた <u>現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成</u> していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。	
		第5 学校運営上の留意事項	イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。	
小学校	理科	指導計画の作成と内容の取扱い		2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。 (4) <u>天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。</u>
小学校1～2年	生活科	学校、家庭及び地域の生活に関する内容	(1)学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、 <u>安全な登下校</u> をしたりしようとする。	-
		地域に関わる活動	(3)地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり <u>安全に生活</u> したりしようとする。	-
小学校4年	社会科	自然災害から人々を守る活動	(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追突・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 地域の関係機関や人々は、 <u>自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解</u> すること。 (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現</u> すること。	ア アの(ア)については、 <u>地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。</u> イ アの(ア)及びイの(ア)の「関係機関川については、 <u>県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。</u> ウ イの(ア)については、 <u>地域で起こり得る災害を想定し、自頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできる</u> よう配慮すること。
		県内の伝統や文化、先人の働き	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。 (イ) <u>地域の発展に尽くした先人は、様々な苦心や努力により当時の生活の向上に貢献したことを理解</u> すること。 (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、 <u>年表などにまとめること。</u> イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え、表現すること。 (イ) <u>当時の世の中の課題や人々の願いなどに着目して、地域の発展に尽くした先人の具体的事例</u> を捉え、先人の働きを考え、表現すること。	アの(ア)については、 <u>県内の主な文化財や年中行事がだまかに分かるようにするとともに、イの(ア)については、それらの中から具体的事例を取り上げること。</u> アの(イ)及びイの(イ)については、 <u>開発、教育、医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げること。</u> イの(ア)については、 <u>地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできる</u> よう配慮すること。
	理科	B生命・地球 (4) 天気の様子	天気や自然界の水の様子について、気温や水の行方に着目して、それらと <u>天気の様子や水の状態変化</u> とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。 (イ) 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。また、空気中の水蒸気は、結露して再び水になって現れることがあること。 イ天気や自然界の水の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。	-
		B生命・地球 (3) 雨水の行方と地面の様子	<u>雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動</u> を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) <u>水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。</u> (イ) <u>水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。</u> イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。	-

新学習指導要領(平成29年3月公示)において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容(主な部分抜粋)

※本資料は、新学習指導要領において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する部分のうち主要なものを抜粋したものです。
地域や学校・児童の実態を踏まえ、必要に応じて本資料をご活用ください。

区分		新学習指導要領案(平成29年3月公示)		
		項目	新学習指導要領における記載	内容の取扱い
小学校5年	社会科	我が国の国土の自然環境と国民生活	(5)我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) <u>自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。</u> こと。 (ア) <u>災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</u>	ア アの(ア)については、 <u>地震災害、連波災害、風水害、火山災害、雪害</u> などを取り上げること。
	理科	B生命・地球 (3)流れる水の働きと土地の変化	<u>流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動</u> を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。 (イ) 川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。 (ウ) 雨の降り方によって、流れる水の量や速さは変わり、 <u>増水により土地の様子が大きく変化する</u> 場合があること。 イ 流れる水の働きについて追究する中で、 <u>流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</u>	内容の「B生命・地球」の(3)のアの(ウ)については、 <u>自然災害についても触れる</u> こと。
	理科	B生命・地球 (4)天気の変化	天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) <u>天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。</u> (イ) <u>天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。</u> イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。	内容の「B生命・地球」の(4)のアの(イ)については、台風の進路による <u>天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害</u> についても触れること。
小学校6年	社会科	我が国の政治の働き	(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) <u>国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。</u>	ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、 <u>自然災害からの復旧や復興</u> 、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。
	理科	B生命・地球 (4)土地のつくりと変化	土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 土地は、礫、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくって広がっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。 (イ) 地層は、 <u>流れる水の働きや火山の噴火によってできる</u> こと。 (ウ) 土地は、 <u>火山の噴火や地震</u> によって変化する。 イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。	内容の「B生命・地球」の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 アの(ア)については、流れる水の働きでできた岩石として礫岩、砂岩、泥岩を扱うこと。 アの(ウ)については、 <u>自然災害についても触れる</u> こと。
小学校5～6年	体育科	G保健	(2)けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、 <u>周囲の危険に気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること</u> 、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	
小学校3～6年		総合的な学習の時間 第2 各学校において定める目標及び内容	3(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、 <u>地域の人々の暮らし</u> 、伝統と文化など <u>地域や学校の特色に応じた課題</u> 、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。	
小学校1～6年	特別活動	<学級活動> (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、 <u>災害等から身を守り安全に行動すること</u> 。	
		<学校行事> (3) 健康安全・体育的行事	心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、 <u>災害等から身を守る安全な行動</u> や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。	

新学習指導要領(平成29年3月公示)において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容(主な部分抜粋)

※本資料は、新学習指導要領において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する部分のうち主要なものを抜粋したものです。
地域や学校・児童の実態を踏まえ、必要に応じて本資料をご活用ください。

区分		新学習指導要領案(平成29年3月公示)		
		項目	新学習指導要領における記載	内容の取扱い
中学校	総則	第1 中学校教育の基本と教育課程の役割	2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科、特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。	
		第2 教育課程の編成	2(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や 災害等を乗り越えて 次代の社会を形成することに向けた 諸課題に対応して求められる資質・能力を 、教科等横断的な視点で 養成していく ことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものである。	
		第5 学校運営上の留意事項	イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。	
中学校	社会科	【地理的分野】 C 日本の様々な地域	(1) 地域調査の手法 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能 を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。	(ア) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、 防災 、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。 (イ) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。
		【地理的分野】 C 日本の様々な地域	(2) 日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境② 人口③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた 日本の国土の特色、自然災害と防災への取組 などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、地域の共通点や差異、分布などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。 (イ) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。	
		【地理的分野】 C 日本の様々な地域	(3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、 その地域的特色や地域の課題を理解 すること。 (イ) ①から⑤までの考察の仕方であり、特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。	(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 (ウ) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。
		【地理的分野】 C 日本の様々な地域	(4) 地域の在り方 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解 すること。 (イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。	(ア) 取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。
		【公民的分野】 A 私たちと現代社会	(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。 (イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。 (イ) 文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。	(ア) 「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における 防災情報の発信・活用などの具体的事例 を取り上げたりすること。アの(イ)の「現代社会における文化の意義や影響」については、科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活との関わりなどについて学習できるように工夫すること。
		【公民的分野】B 私たちと経済	(2) 国民の生活と政府の役割 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解 すること。 (イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。 イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。 (イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。	-

新学習指導要領(平成29年3月公示)において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容(主な部分抜粋)

※本資料は、新学習指導要領において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する部分のうち主要なものを抜粋したものです。
地域や学校・児童の実態を踏まえ、必要に応じて本資料をご活用ください。

区分		新学習指導要領案(平成29年3月公示)		
		項目	新学習指導要領における記載	内容の取扱い
中学校	理科	【第2分野】 (2)大地の成り立ちと変化	大地の成り立ちと変化についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事物・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 身近な地形や地層、岩石の観察 ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察 身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構造物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。 (イ) 地層の重なりと過去の様子 ⑦ 地層の重なりと過去の様子 地層の様子やその構造物などから地層のでき方を考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見だし理解するとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。 (ウ) 火山と地震 ⑦ 火山活動と火成岩 火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。 ④ 地震の伝わり方と地球内部の働き 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。 (エ) 自然の恵みと火山災害・地震災害 ⑦ 自然の恵みと火山災害・地震災害 自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生との仕組みと関連付けて理解すること。 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見だし見通しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見だしで表現すること。	アの(ウ)の④については、地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際、連波発生の仕組みについても触れること。 アの(エ)の⑦の「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べること。
		【第2分野】 (4)気象とその変化	身近な気象の観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 気象観測 ⑦ 気象要素 気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見だしで理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。 ④ 気象観測 校庭などで気象観測を継続的に行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見だしで理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。 (イ) 天気の変化 ⑦ 霧や雲の発生 霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。 ④ 前線の通過と天気の変化 前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。 (ウ) 日本の気象 ⑦ 日本の天気の特徴 天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。 ④ 大気の動きと海洋の影響 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けて理解すること。 (エ) 自然の恵みと気象災害 ⑦ 自然の恵みと気象災害 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。 イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見だしで表現すること。	アの(イ)の⑦については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結に関わりがあることを扱うこと。また、水の循環にも触れること。 アの(エ)の⑦の「気象災害」については、記録や資料などを用いて調べること。
		【第2分野】 (7)自然と人間	自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物と環境 ⑦ 地域の自然災害 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。	アの(ア)の⑦については、地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。
中学校	保健体育	【保健分野】 傷害の防止	傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。 イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。	内容の(3)のアの(エ)については、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。
中学校	技術・家庭科	【家庭分野】 B 衣食住の生活	次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (6) 住居の機能と安全な住まい方 ア 次のような知識を身に付けること。 (4) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。 イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。	(3) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。 ク (6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと。
中学校	総合的な学習の時間	第2 各学校において定める目標及び内容	3 各学校において定める目標及び内容の取扱い (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。	
中学校	特別活動	<学級活動> (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。	
	特別活動	<学校行事> (3) 健康安全・体育的行事	(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること	